

# 平成24年第5回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成24年9月12日（水曜日）

## 議事日程（第3号）

平成24年9月12日（水）午前10時00分開議

### 第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
総務課長	山田富巳夫君	総合政策長	高松登君
行政改革課長	清水忠雄君	島づくり推進課長	藤井光君
世界遺産推進課長	高橋則夫君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良孝晴君	交通政策長	渡邊裕次君

市民生活課	川 上 達 也 君	稅務課長	田 川 和 信 君
環境対策課	兒 玉 龍 司 君	社會福祉課	本 間 優 君
高齢福祉課	佐 藤 一 郎 君	農林水産課	渡 辺 竜 五 君
観光商工課	伊 藤 俊 之 君	建設課長	石 塚 道 夫 君
上下水道課	和 倉 永 久 君	学校教員課	吉 田 泉 君
社會教育課	小 林 泰 英 君	兩管津理病院長	塚 本 寿 一 君
選挙管理委員会	川 島 一 三 君	選挙事務局長	木 下 勉 君
農業委員会	堀 口 一 男 君	農業委員局長	島 川 昭 君
消防課	深 野 俊 之 君	総務課	本 間 聡 君

事務局職員出席者

事務局長	名 畑 匡 章 君	事務局次長	村 川 一 博 君
議事調査係	中 川 雅 史 君	議事調査係	太 田 一 人 君

平成24年第5回（9月）定例会 一般質問通告表（9月12日）

順	質 問 事 項	質 問 者
5	<p>◎ 市政の重要問題について</p> <p>2 S 3 Kの弱点の解消を求める。弱点を改善するには3 S 3 Kが必要である</p> <p>(1) 国保政策の重要な誤りについて</p> <p>① 国保税の例示、所得200万円4人家族で月額2万9千525円の負担について</p> <p>② 平成20年の市民厚生常任委員会の予算修正の正しい認識について</p> <p>③ 平成27年度国保「共同事業」の改悪と今日的課題について</p> <p>(2) 選挙管理委員会の選挙執行上の問題点について</p> <p>① 開票事務で考慮すべき重要課題の問題点について</p> <p>② 審査申立ての市選管の「弁明書」で明らかになった市選管の見識について</p> <p>③ 供託物返還の施行令第93条ただし書きの実行もできない姿に反省を求めたい。</p> <p>(3) 「両津埠頭開発事業」「総合体育館建設事業」で露呈した共通する重大問題について</p> <p>① 無駄遣いの根源の把握はできているか</p> <p>② 国・県補助金との関係でも放置できない事実について</p> <p>(4) 防災上配慮すべき課題について</p> <p>① 異常気象と対応すべき問題について</p> <p>② 台風災害等の高齢者の精神的安らぎも重視すべきである</p> <p>(5) 佐渡活性化と庶民の発想について</p> <p>① 平成24年8月24日の新聞報道「佐渡観光のトキ効果は限定的」は、当然の警鐘</p> <p>② 「笹川金山の湧き水米」の標語にみなぎる発想について</p> <p>(6) 佐渡市をとりまく対外的諸課題について</p> <p>① 談合訴訟の成功報酬の経過について説明を（市民向け）</p> <p>② 放置できない佐渡空港問題について（市民向けに）</p> <p>(7) 農用地利用集積計画（利用権設定）の事実と終了について</p> <p>① 本来、出し手になれない農協が行政に農地を貸与した経過について</p> <p>② 利用権二重設定の解消について</p>	加 賀 博 昭
6	<p>1 観光客誘致対策について</p> <p>(1) 北陸新幹線開業に伴う対策について</p> <p>① 観光客の誘致対策について</p> <p>② 新幹線駅から直江津駅・直江津港までのアクセスについて</p>	坂 下 善 英

順	質 問 事 項	質 問 者
6	<p>③ 小木・直江津航路の対策について</p> <p>(2) 観光商品造成と宣伝対策について</p> <p>① 着地型商品と旅行エージェントとの連携について</p> <p>② 着地型商品の宣伝体制について</p> <p>③ 宣伝物作成と利用方法について</p> <p>(3) 観光商工課、観光協会の地域イベント等への関わりについて</p> <p>(4) 相川観光案内所の移転後の問題点について</p> <p>(5) 世界遺産登録後の観光客受入体制並びに誘客対策について</p> <p>2 佐渡観光経済効果の調査について</p> <p>経済波及効果調査の実施をしたことがあるか。また、今後調査する考えはあるか</p>	坂 下 善 英
7	<p>1 自治体の防災資機材の装備を早急に整えるべきと考えるが、市の考え方を問う</p> <p>2 市長の施政方針にある民間有識者の意見の場、その実行部隊の人選はなされたのかを問う</p> <p>3 スポーツ振興について問う</p> <p>4 両津埠頭開発事業について問う</p> <p>5 地域の核としての学校づくりを問う</p> <p>6 学校統合について問う</p> <p>7 いじめに関する課題について問う</p> <p>8 住宅リフォーム支援補助金制度について問う</p> <p>9 電子自治体の推進について問う</p>	笠 井 正 信
8	<p>1 緊急情報伝達システムについて</p> <p>(1) 3.11直後の被災者受入れ数は(消防署、トキ交流会館)</p> <p>(2) 緊急情報伝達から被災情報収集システムの構築</p> <p>(3) 民間の自主防災情報システムの利用</p> <p>2 地域ブランドについて</p> <p>(1) 佐渡全体のイメージブランドを損ねるものは</p> <p>(2) 佐渡市の取得した知的財産(商標・意匠等)は</p> <p>(3) 中国での朱鷺認証米の商標登録</p> <p>(4) ソーシャルメディアの活用について</p>	渡 辺 慎 一

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いをいたします。

加賀博昭君の一般質問を許します。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君） 皆さん、おはようございます。加賀博昭でございます。本日の質問のテーマは、甲斐市長が行政を進める指針、2S3Kではだめでございます。3S3Kに直す必要がある。この1点に絞って具体的に4枚の資料を使って質問をまいります。

質問に入る前に、市の職員に申し上げます。きょう使います資料は1,200枚つくりまして、支所、行政サービスセンターにも2週間前にお渡ししてあります。それは、市政のかなめは職員皆様だと信ずるからでございます。議員になって四十数年、40度の熱を出したときも病床から電話連絡をとって、もう故人になられましたが、猪股議員のお父さん、猪股悌二郎議員、田中茂議員、この人たちが玄関まで出て「大丈夫か」と言って議場まで案内してもらったのを今も懐かしく思っておるわけでございます。このように質問をしてきましたけれども、まだ極意がきわめられておりません。免許皆伝がない。悟りが開かれません。一般質問は、本当に難しいものでございます。きょうも1年生のつもりで質問をまいります。

きょうも1カ所にお集まりをいただいて、このテレビをごらんの皆様がおります。加賀市政報告337号を中心に問題点を明らかにしてまいります。またごらんになって感想を聞かせていただければありがたい、こう思っております。この市政報告では、多くの皆さん方からお電話やお手紙をいただきました。うそのないすごいドラマだ、何回も読んで涙が出ましたよ、何回も読んで涙が出たよには私も参っております。議員冥利に尽きるな、このように思っております。市民だけではございません。資料ナンバー2を見てください。全文公開しておりますが、この議場の議員からもブログで加賀市政報告337号の国民健康保険問題で論点の意見を市民に公表しております。その国保問題から質問に入ります。

市長は、6月本算定で1人平均7,511円保険税を引き上げ、1人当たり8万5,892円にしました。それが所得200万円の4人家族で幾らになるかということ資料ナンバー1でわかりやすく書いておきました。資料ナンバー1によれば、ことし所得200万の4人家族で35万4,300円、1カ月約3万円であり、市民はこれ見て「やっていけんわ」、これは市民の声でございます。なぜこうなったかといえば、民主党はよく聞いておいてください。国が国民健康保険を改悪した、4月に。平成27年度から国保の高額医療費の共同事業を国民健康保険団体連合会が1円から扱うこととして、関係市町村は27年前、いいですか。24、25、26です。その3カ年間の医療給付費の平均値で、資料ナンバー7見てください。のA市、B市、C市にランクづけをして市町村の拠出金のランクを決めるというのでございます。3年かけて県下で一番高い新潟市の医療給付費に近づけようとしたのが、今度の国保税の値上げ劇でございます。このまま維持すれば3年

後も佐渡市は資料ナンバー7のC市だが、それを無理やり新潟市と肩を並べてB市になろうとしているわけでございます。それが今度の値上げでございます。ここで力を発揮しなければならぬのが市民厚生常任委員会ですが、これが役に立たない。市長の暴走を阻止するために予算修正を行い、市長に反省を求めなければならぬのに、金田議員が賛成討論、中川直美議員が反対討論でこれを通してしまった。平成20年の市民厚生常任委員会を見習ってほしい。そこで、その当時市民厚生常任委員が合同で出した市議会議員報告、議会報告を皆さんにもお配りしてあるはずでございます。議員がブログで意見を述べたのが資料ナンバー2でありますけれども、そこで当時の市民厚生常任委員の合同議会報告を資料ナンバー3、ナンバー4で全文公表いたしましたので、見てください。そこで、その結末を明らかにしたのが資料ナンバー5であります。最後は、ここにずらずらっと並んでおる、今この議場には佐藤、根岸、金子克己、こういう議員がおるのですが、これは人使いが荒い。今おとなしくしておるけれども、委員会を開いて、おお、金光がおったけれども、金光は委員会ではない。今の厚生委員会でない。委員会を代表して、悪名高い国保の神様と言われておる加賀博昭に高野市長と交渉してこいと言う。それを見事にやってのけて1億円予算修正したのが資料ナンバー5にあります。今の市民厚生常任委員会に新しい期待をしておるわけでございますが、この20年のがらっぴちみみたいな市民厚生常任委員のこの蛮勇を見習ってほしい。いざというときは、議会はこのくらいのことをやらないと市民の役には立たぬということでございます。安いといっても月に26万円市民はあなたたちに払っておる。しっかりしなければいかぬ、こういうことでございます。

さて、市長、加賀資料は2週間前に渡してあるわけでございます。既にしっかり事務局と答弁書ができておるだろうと思う。どのように改善するか、お答えください。

次に、選挙管理委員会の選挙執行上の問題点について質問します。資料ナンバー11を見てください。今当選について審査申立人が県選管に申し立てを行っておりますが、これは市選管が県選管に送った弁明書でございます。通称問題の最高裁の昭和30年3月11日の判例を不知と回答しておる。本当に知らぬのですか。こんなの知らぬでは、選管務まりませんよ。

次に、ダイカツ、へんじんもっこ、大体へんじんもっこでございますが、この票を無効扱いとした。これまた不知という。不知というのは、知らないということなのです。一体全体そんなことを不知と書いて選管が務まるのですか。当時の立会人に聞いたら、五、六人の立会人が10票以上あったと、こう言っておるのです。天地神明に誓って不知と答えたことに答弁できますか。そこで、弁明書の理由の(2)を見てください。ダイカツまたはへんじんもっここの投票を無効扱いとしたか否かは、本件審査申し立ての趣旨とは論理的関連性は認められないと言っております。審査申立人は、俺の通称は長四郎、ほんたけ、こう言っておる。それを有効扱いにすれば俺が当選人になるのだと、こう言っておる。しっかりと答弁してくれ。

次に、資料ナンバー10を見てください。供託金の返還を定めた施行令第93条ただし書きです。争訟によって、つまり裁判争いで影響を受けないと断定できる場合は、選挙長が自主的に供託金を返還することは禁止されるものではないと書いてある。それをすったこねたといって供託金を払わない。返さない。そこで、議会は会派会議だったか全員協議会だけ開いて早く何とかせよと、こういう申し入れをしたところでございます。

次に、資料ナンバー8を見てください。これは、両津港埠頭開発事業、その補正予算の予算規模を示した資料であります。最初9億3,850万円が3億4,960万円増額して何と12億8,810万円になったというもの

でございます。その40%は、何のことはない、基礎工事の部分です。一方、総合体育館の場合は25億900万円に何と6億8,200万円を増額して31億9,100万円になった。聞いてみると、暗渠管とかななんかを補強しなければならないということで、ゼロであったものが2億1,100万円増額する。この2つの事業を合わせて何と10億3,160万円増額補正をしておる。議会をなめるのも甚だしい。一体何でこんなことになるのか、この質問聞いておる。皆さん今テレビの前で聞いておる。あした電話来ます。「そんなの議会はどうしたんだ」と、こう必ず来ます。覚悟しています。この無駄遣いの根源は、私把握できていると思う。改善策は検討していると思う。答弁を求めます。

次に、防災上配慮すべき問題について質問しますが、今の高齢化は単に支所の充実だけでは救えない状態ですよと私は今まで言ってきた。一人のお年寄りが私のところへ来まして、台風のときなど俺は不安でうちにおれないのだ。逃げる場所をつくってくれないかと、こう言う。ある議員に言ったら、「わかった」と言ったけれども、選挙が終わった後で「あれはできない」と、こう回答したそうでございます。そっくり言うのですよ。聞いておるのだから、このテレビを。そこで、私がどう言ったかという、わかりました。逃げる場所をつくってあげますと、こう言った。市長ではないのですけれども、そんなの当たり前だと答えてやった。私の質問通告を見てその趣旨を尋ねに来た職員には、こういうことだということをおきましたから、当然市長は相談にあずかってどうするかなという話をしておると思う。支所機能を残すだけではだめなのです。今や高齢化時代は、このぐらいなきめ細かな行政サービスが必要なのです。答弁をお願いします。

次に、資料ナンバー12を見てください。砂金で有名な笹川集落の笹川産コシヒカリの袋のコピーであります。その横に佐渡観光のトキ効果は限定的の記事を紹介しておきました。どんな好条件も行政や島民が意識的に戦略を持たなかったらだめだということでございます。笹川米の袋があるのですが、これがそう。答弁者には、カラーをやっております。議員さんには、お金の関係でカラーやっておりませんので、見にくいと思う。いいですか。大事なことは、2S3Kではだめだということなの。戦略を持たなかったら、どんないい条件があっても生かすことはできぬということ。その意味で大変これはすぐれております。これが30キロの袋を小型版にした5キロ袋。値段高い。5キロ3,000円。ほかのは2,400円ぐらい。でも、私はこれを買って食べる。そしたら、うちの3年生の坊主が「じいちゃん、どうしてうちの御飯食べんのや」と言うから、「お仕事だ」と、こう言っておきました。これをせっせと食べておる。見ておる。そういうことでございますが、これは後でもっと詳しく質問しますが、極めて貴重なことを言っておるわけでございます。そこで、まず甲斐市長の答弁を聞きたいわけでございます。

次に、対外的諸問題について質問します。加賀市政報告337号の弁護士成功報酬については、市民は大変関心を持っております。どういう結果になったのか、具体的にお答えを願いたい。

次に、空港問題であります。私が副議長の辞職を5カ月延ばして坂井交通政策局長とも直談判をして、さらに前の市長と前の副市長に責任を持って後始末をしてくれよとお願いをしておいた。かなり成果上がっております。そこで、その内容は市長と担当課長に私お話をした。そこで、お聞きしたい。その後順調に進んでおりますか。念のために申し上げますが、具体的な内容は大事なところに差しかかっておりますので、触れないでほしい。答えてほしいのは、順調か否かだけをお答えください。

次に、資料ナンバー13を見てください。これは、旧新穂村が農協や農民と農用地利用集積計画を結び、

その後合併で佐渡市が引き継いだものでございます。来年の3月終了するわけでございますが、大野川ダムの残土を、これをここへ埋め立てたために原状回復をめぐって農協と農家が今交渉を進めておるわけです。難航が予想されます。さらに、地権者と農協がよせばよいのに転貸契約というのを結んで佐渡市に10アール当たり4万1,340円、こんな高い小作料でございます。書いてあるでしょう、加賀資料に。そうして、その定め、皆さんのところにはない。その裏側にある。(9)で佐渡市が原状に回復して返還するとうたってあるのです。これは、契約書でございますから、簡単にはいかない。しかし、問題ははっきりしておる。今のうちに農協としっかり交渉して、あるべき形にしておくことが必要である、こう申し上げて第1回目の質問終わります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。加賀議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の国保政策でございます。平成24年4月の改正国民健康保険法では、財政運営の都道府県単位の推進を図るため、平成27年から市町村共同事業の対象を全ての医療費に拡大するなどの制度改正が行われたところであります。しかしながら、今議員からもご指摘があったように、端的に言うならば、予算とか、いろんな関係から国の責任逃れであり、弱い者いじめというふうにとられるわけです。しかしながら、この法律が通った以上はこれを見据えて、今年度の国保税の本算定に際しまして、平成27年度において急激な保険税の負担増とならないように段階的な負担とするシミュレーションをもとにしまして、また一般会計からの繰入れの軽減ということも考え、今年度の保険税の負担増緩和のため一般会計から国保特別会計へ財源投入をし、保険税負担増の圧縮を行ったところでございます。このことにつきましては、6月議会でもお認めをいただいたわけでございます。今後も保険税負担の抑制には医療費の縮減が必要でありますので、引き続き保健事業等に取り組み、加入者の健康維持増進を図りますが、一方でそもそも共同事業の拡大は、佐渡市が医療費縮減に努めても医療費水準の高い市町村の分も負担しなければならないという矛盾も抱えておりますので、所得水準が低い佐渡市の負担の増加がならないような措置を実施するよう国、県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

選挙の問題につきましては、選挙管理委員会委員長から説明を申し上げます。

次に、両津埠頭等の問題でございます。両津埠頭開発事業及び総合体育館建設事業の件につきましては、基本設計の完了の段階でのチェック、これが担当課において十分に判断できる体制になかったため、その後において事業費が増額することとなったものであります。当然のことながら、基本設計は建設位置や構造、規模、間取り、設備及び外観イメージ等の目的物の概要を設計する業務であり、このことによって建設工事の概算費用を算出するものであり、これを予算時に参考にするというのが基本設計であり、それに基づきまして、基本設計をもとに工事の設計図を作成するというのが実施設計というものであります。したがって、ぴたりとはいかないとは思いますが、これほど大きく離れるということにつきましては、そこでの担当課におけるチェックがなされていなかったというもので、大変大きな問題だと思っております。そのことを踏まえながら、現在は建設工事進行チェックリストの作成を見直しまして、以前もチェックリストをつくってあったわけですが、さらにそれを見直しまして、事業計画の段階から管理をす

るように今指導をしております。そして、今後につきましては常に事例分析を通しながら、このチェックリストを着実に実践をしまっているということを指示をいたしたところでございます。

防災上の問題でございます。確かに佐渡の場合は高齢化が進んでいるわけでございます、その高齢者の方々に対して安心感を持っていただくと、このことが一番地域活性化の原点であることは承知をいたしております。東日本の大震災以降、人々が一番注目をしているのは、何か大津波とかが来た場合の大規模の災害というふうに思っているわけでありまして。しかし、そのことも大事でありますけれども、そうではなくて、常に起こり得る小さな災害、洪水とか土砂災害あるいは高潮等のこういうことに対して細心の注意を払うということが防災の基本であるというふうに考えております。特に台風のような事前に被害が予測できるものについては一時的に避難をしていただくとか、あるいは市民が何らかの理由により事前に避難の申し出があった場合には、それに的確に対応する必要があると考えております。したがって、現段階におきまして集落の集会施設等、一時避難所として指定をしており、現段階におきまして島内において536カ所の広域の、あるいは一時の避難所を設定をしておりまして、集落の代表者等と連絡をとり合い、避難場所としてその周知を徹底をすることとしておりまして、現段階にもしているわけでありまして。当然支所、行政サービスセンターについてもそのことを承知をしておるわけでありまして、日ごろからその周知徹底を今後は図っていかねばならないというふうに考えております。

次に、笹川金山の湧き水米ということでございます。確かに議員がおっしゃるように2S3Kではなくて、そのSのところに戦略というものをいかなければならないことは十分承知をいたしております。まず2S3Kが実践でき、その上でもう一つのSをつけ加えさせていただきたいと思っております。ご忠告ありがとうございます。

観光客の入り込み数につきましては、この4月から佐渡汽船の自動改札化に伴い、新潟県の月ごとの発表はなくなりました。新聞報道のように佐渡汽船の総乗船人員から推測するしかありませんけれども、トキの森公園の入場者数はこの8月で比較すると、平成21年度比19%増、平成22年度比で39%増で、特に島内のお土産店等々お聞かせをいただくところによると、非常に効果があった、トキのひな誕生というものが大きな効果があったというふうにお伺いをいたしております。しかし、トキを見に来るお客様がいっぱいいるのだけれども、トキを見に来たけれども、どうもトキが見れなかった。詐欺ではないかというような声も聞こえるわけでありまして。そういう意味では、来春オープンをいたしますトキのふれあい施設等を核として、そこに生産物の販売等を組み合わせながら、それをツアーに組み入れた旅行商品企画としてこれから努めていくところであります。私自身も自らこの宣伝に努めてまいりたいというふうに考えております。さらに、そういうものを活用したブランド品目、つまり笹川金山の湧き水米等々については、これからはブランド品としてどんどんやっていかなければならない一番いい事例であるというふうに考えております。なお、佐渡各地におきましては笹川金山の湧き水米同様、ブランド米として大勢のところまで今やっている最中でございます。

例の談合訴訟の成功報酬の経過につきましてはでございます。佐渡クリーンセンター建設工事入札談合訴訟にかかわる弁護士の報酬金の調整につきましては、私自身弁護士と交渉をしてみた結果、調整後の報酬金は1,575万円となりまして、委任契約による報酬金1,871万1,992円より296万1,992円の減額となりましたので、ご報告をさせていただきます。

佐渡空港の問題でございます。議員のご質問にありましたが、本年度中の同意をとるべく努力をいたしておりまして、現段階におきまして順調に進んでおります。

次に、利用権設定、農用地の利用集積計画であります。この利用集積計画、利用権設定につきましての経過の詳細につきましては農業委員会から説明を申し上げますが、この新穂の農業振興公社につきましては地権者と農協、農協は農地保有合理化法人でございますから、これは契約が結べるわけでありまして、それと旧新穂村との間での契約というのは、基本的には結べないわけでありまして。そのことを結んでいたということではあります。これは県のほうと、今県内に農業公社が18ございます。その経営体の中で新穂の農業振興公社がどうしてこういう形になったのかということについて、いろいろと当時の資料もひっくり返して調査をお願いをいたしてきたところであります。当時の法律におきましては、一般の法人については利用権の設定というものができなかった、いわゆる農業生産法人のみであったわけでありまして、新穂の農業振興公社は一般法人でございますから、結べなかったわけでありまして。したがって、その段階で新穂はこの18の農業公社と比較をしまして、特殊の農業公社であったわけでありまして。これは、どうして特殊だかといいますと、今まで新潟県全体でイチゴの栽培をいたしておりましたが、このイチゴはほとんど栃木県産のイチゴでありました。これが新潟県でイチゴの開発をいたしまして、非常に栽培が困難だということで、新穂の農業振興公社においてそのイチゴを導入をし、それを栽培する担い手を育成をするという形の中で、このことを県としても認めたということでございます。しかしながら、その後公社が閉じたわけでありまして、仮に閉じなくともその公社との間では利用権設定ができるという法律に変わったわけでありまして、その段階で新穂村及び佐渡市がその契約を解約をしなければならない、このことを怠っていたというふう感じております。したがって、利用権の二重設定になっていたということではあります。まず佐渡農協との利用権設定による施設用地につきましては、旧、もう終わったわけでありまして、旧新穂農業振興公社が両津の産業振興公社に合併したことによりまして、整備をいたしました水耕栽培施設は平成21年12月、集出荷施設は平成24年1月に解体撤去を行い、今更地になっているわけでありまして。したがって、現在佐渡農協との間で農地利用権の設定の合意契約書の合意契約解除に向けて今手続を進めておりまして、10月中には完了させたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

川島選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（川島一三君） 選挙関係についてお答えいたします。

1点目につきましては、当委員会としましては非常に似た判例はあるとの認識はしていたものの、審査申立書にある判例を特定できなかったため、審査申し立てに対する認否の一般的な表現上、不知としたものです。

2点目につきましては、この件に関してはダイカツ、へんじんもこの記載のある投票を無効とした事実を不知としたわけではなく、弁明の理由でも申し上げたとおり、ダイカツ、へんじんもこの記載のある投票を無効扱いとしたか否かは本件審査申し立ての趣旨とは論理的関連性が認められないと判断したため不知としました。

3点目につきましては、供託物の返還に当たっては公職選挙法施行令93条第2項にあるとおり、当選の効力が確定した後で初めて候補者が供託物の返還を請求できるものです。当選の効力が確定した段階とは、異議申し出の期間、異議申し出に対する決定、異議申し立てに対する裁決、裁判所の判決のそれぞれが確定したときと解釈されています。今回は、異議申し立てに対する県選管の裁決確定までが一つの段階でしたが、諸々事情を判断して早目の返還手続をとらせていただきました。なお、1点、異議申立書にもありますし、先ほど質問にありましたほんたけ、長四郎、その他の票の存在については承知いたしておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 堀口農業委員会会長。

○農業委員会会長（堀口一男君） お答えいたします。

先ほど市長のほうからも流れにつきましての詳しいお話がございました。私といたしましては、これは新穂潟上地区の農地において農業経営基盤強化法に基づく農地保有合理化事業により、農地保有合理化法人としての佐渡農業協同組合の農地等貸借事業によって利用権の設定が行われた案件でございます。内容につきましては、平成10年4月、佐渡農協が地権者から農地を貸借し、当該農地を実証栽培、新技術の普及用施設等の農業用施設用地として使用する旧新穂村へ貸し付けるための利用権の設定を行ったものであります。その後、期間満了の平成20年4月において地権者と佐渡農協、そして佐渡農業協同組合と合併後の佐渡市で5カ年の再設定が行われており、本年度末をもって利用権の設定が終了する状況ということになっております。

以上で私の答弁とさせていただきます。終わります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では、国保の問題やります。国保では、どうなのですか、このままいきますと、とんでもない数字になるということをやばり申し上げたほうがわかりいいと思う。ずばりやります。いいですか。では、お聞きしますが、この国民健康保険税の階層別の負担割合を見てまいりますと、所得ゼロから300万円が実に71.7%、金額にして10億持っておる。13億何がしぐらいのうちの10億を、世帯数でいうと9,670世帯、これが持つということになっておることについて、市長はどう考えていますか……いや、市長が答えられなければ、ほかの者が答えてもいいのだけれども。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

国保の今議員言われた階層別の今後の見通しということで、どう考えておるかということでございますけれども、佐渡市の場合は、先ほど例示もございましたけれども、200万所得の世帯が一番多うございます。その次が100万世帯のところの階層が多いということで、低所得者の世帯層が多いということで、当然国保税が上がっていけば負担率が上がっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今私の言った数字は間違いないですか。いいですか。所得ゼロですよ。所得ゼロから300万、これが正確に言うと99億85万7,200円持っておるのです。その担税率が何と71.7%。400万から600万の人は、わずか3億9,000万しか持っておらないのです。そして、担税比率28.3%。認めますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

階層別の所得から階層別の国保税の割合を割り返した数字で、その数字でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、所得が全くない人が何%持っていますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 21.1%でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。皆さん聞いてください。所得ゼロの人が21.1%持っておるのです。これでは国保税が納められぬのは当たり前だと私は思うのだが、市長、率直にその資料を見て、それはおたくが出した資料に基づいて私が計算した。どう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この資料を見て実はびっくりしたわけでございますが、確かに議員のおっしゃることが懸念されるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、これやっておると時間ないけれども、大体わかったでしょう。これは、上げてはならぬのです。資料ナンバー、皆さんが持っておる資料ナンバーです。皆さんが持っておる資料ナンバーの1を見てください。いいですか。この後期高齢者に対する支援金、さっき市長がびっくりしたよという、その哀れな諸君が7万4,400円持っておるのです。私後期高齢者です、75歳以上だから。その私に対して、その所得のない人がその銭を出すのです。これが深刻なのだ。先ほど市長は改善すると、考えてみるという意味の答弁をされたようであるが、それを改めて確認しますが、今後の国民健康保険税検討の中で考えてみようというふうにお考えですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 考えてみますが、議員がおっしゃるように、ことし6月にお願いをいたしましたもののシミュレーションを組ませていただきました。そのシミュレーションに基づきまして、今資料もいただき

ましたし、またいろんな点で勉強させていただきまして、そのことを考えていきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 国の制度だけではない。これちょっと暴露していいかな、お許しをいただいて暴露します。市長は、私にこう言ったのです。議会から一般会計から金入れ、金入れとずっと言われておるから、これはだめやと。10億ぐらいまとめて入れようかなと、これは冗談話も私にした。それは、いいことだと私は言った。それやっておけば、こんなことにはならない。それで、今までと違うところがある。そこは、どこが違うか。3カ年だけなのです。一般財源入れたって3カ年だけなのだ。3カ年やれば、この資料ナンバー7、この図解が3年後もC、一番安いところにランクされる。そうすれば拠出金は出さなくてもいい。その拠出金をいっぱい出したと思って今一般財源を入れておけば、3年後には勝負ができるのです、県と。わかりますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

加賀資料の7番のところでございますけれども、27年度から1円の医療費から共同化されるということで、当市はこのモデルケースですとC市に当たるということで、今の状況からすると、全ての医療費になると、佐渡市のほうは拠出額がさらに大きくなるということは予想されます。これに対しまして、私どもとしてはもう財源がないということで、国保の負担が27年度において急激に上がるということに対しまして、今でき得限りの考えでシミュレーションを行いまして、ある程度の保険税での負担増をやむなしというふうに考えたものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。この後は市長なので、考えたものでございます、それは間違いで、改善しますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 共同事業に27年に入るというのは、これはもう決まったということでございます。共同事業というのは、私が言うのもおかしいのですが、平準化するというのが共同事業であります。そういう方向になった段階で平準化というものが27年にあるならば今からして、徐々にこういうシミュレーションを組んだということは、私は一つの考え方として間違いはないと思っております。

○22番（加賀博昭君） それが大間違い。

○市長（甲斐元也君） いや、私は今間違いではないと思っておるのですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） はい。だから、そういう点で一つの法的な根拠、法律がそういうふうになるということでありますので、私どもはそのシミュレーションを組ませていただいた、それに基づいてご提案を申

し上げたということで、もし間違いだということなら、またひとつご指導いただきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは聞かぬが、あなたこのままいったら26年には7万8,500円国保税が上がるが、認めるか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

加賀さんのおっしゃるのは、200万円のモデルケースでのお話と解釈しますが……

○22番（加賀博昭君） それでよろしい。

○市民生活課長（川上達也君） はい。そうしますと、25年、26年で今言われました数字というふうに試算しております。ただし、この試算につきましては、あくまでも本算定時のシミュレーションに基づいた形のもので、24年度の被保険者1人当たりの所得状況、それから所得毎年変わりますけれども、そういった数字の前提におきまして立てたものでございますので、全くの見込みということではございませんけれども、そういう状況にあると考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、認めた。しょうがないから、加賀資料を出さなければならない。これがそうだ。7万8,000円上がるのです。それをあなたの大事な事務当局は認めたのです。そういう実態について検討しないで、俺のやったシミュレーションは間違いのないのだと、今の。そのシミュレーションやった数字がそれだ。どう答えるの。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

川上市民生活課長。

○22番（加賀博昭君） 課長ではないだろう。課長ではない。おまえが答弁したことについて、市長にその資料を渡して、あなたこうなるのだが、どうなのだと聞いておる。それをどうして課長が出てこれるのだ。

○議長（祝 優雄君） まず、課長が先に答弁してください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） どっちが答弁するのだ。課長、答弁できるの。どうぞやってください。間違いであるとか、間違いはないとか、はっきり答えなさい。勘弁せぬよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） どうするのだ。暫時休憩するのか。

○議長（祝 優雄君） 市長が答弁しますか。

答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私どものつくったシミュレーションは、このとおりでございます。間違いございま

せん。ですから、私はシミュレーションはそういう27年度を目指してつくったものであります。したがって、一つの27年度に共同事業というところに入るわけでありまして、それに基づいてシミュレーションをはじいて今回のものを出しましたということでございます。

○22番（加賀博昭君） ここは認めた。

○市長（甲斐元也君） はい。それは、だから私は正しいと思う、正しいというのはシミュレーションが正しいということなのですから。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。シミュレーションはシミュレーションとして出てきた。しかし、結果はそういう数字が出てきた。これを市民が見たら驚き、びっくりしゃっくりだ、これは。そうすると、市長のほうはこれを検討してみるかと聞いておるのだ。直せとは言っておりません。検討してみるか。値する数字か。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私どもシミュレーションをつくって、それに基づいた、それが私どもの根拠でお示しを申し上げたわけでありまして。今こういう7万8,500円という大きな数字になるということでございますので、先ほどご答弁申し上げましたが、あのシミュレーションに基づきまして、もう一度勉強させていただきます。私もこれ、こうなるというのは、なかなか考えておらなかったものですから、ただあのシミュレーションは一つのものに基づいて提案をするという根拠であるということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では、選管へ行く。一体あなたたちは何をぼけたこと言っておるのだ。今回の審査申し立てというのは、通称が有効か無効か、俺の投票用紙には通称があったのだと言っておるのだ。それを知らないとは何事ですか。あなたたちのところへ出ておる異議申し立て書を読んでみてください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

川島選管委員長。

○選挙管理委員会委員長（川島一三君） お答えいたします。

ちょっとあれですが、先ほど言いましたように、通称届は出ておりませんが、ほんたけ、長四郎、その他の票については県の裁決書にもありますように、聞き取り文書でのあれで存在は申立人の推測というように結論づけてありますので、先ほど私が答弁しましたように、この4票の票についての存在は承知いたしておりません。

以上です。

○22番（加賀博昭君） 議長、よく整理してください。私そんなこと言っておりません。異議申し立てを読んでくださいと言っておる。異議申し立てをちゃんと……

○議長（祝 優雄君） もう一度正確に質問をしてください。

質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 異議申し立てを読めば、通称の争いだということは歴然としておるからお読みくださいと、こう言っておる。

○議長（祝 優雄君） 木下選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木下 勉君） 本間武雄氏から出されました異議申出書、これを読み上げさせていただきます。

記の部分、以下でよろしいでしょうか。1番、異議申し出に係る処分。平成24年4月8日執行の市議会議員一般選挙。2、異議申し出の趣旨及び理由。趣旨、平成24年4月8日執行の佐渡市議会議員一般選挙に立候補した本間武雄には通称の投票が4票以上あり、それを有効とすれば当選人と決定された者のうち、村川四郎または笠井正信の当選は無効となります。理由。1、昭和30年3月2日の最高裁判所の判決で、中やが中山文次郎の有効票になったことで通称の有効の扱いは定着しています。2、本間武雄の通称は、ほんたけ、長四郎、ほん長、たけであります。この通称の4票を無効票とした結果、本間武雄が3票差で落選したもので、これを有効票とすれば最下位当選は1,243票で本間武雄になります。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 選挙管理委員長、わかりましたか。まさに通称の票が争いなのです、異議申し立て。それを不知とは何事だと、こう言っておる。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

川島選管委員長。

○選挙管理委員会委員長（川島一三君） お答えいたします。

議員が質問のとおり、通称認定の争いと言いましたが、先ほど事例で出ました、県が知っているのですが、中山ではなくて中川ということですが、この事例の場合は通称を選挙長に申し立てております。今回の本間さんの場合は、今言った4票については通称認定いたしておりませんで、通称は本間武雄さんの名前の武雄の漢字を平仮名のたけおということで通称届がありまして、選管としてはその漢字の本間に名前の平仮名のたけおを通称認定をいたしております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、改めて聞きますが、最高裁の通称扱いというのは特殊な事情があります。文字で書いていないものを有効とした。説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 木下選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木下 勉君） お答えします。

議員がおっしゃる最高裁判例につきましては、確かに文字以外のこういう山型の記号を有効票という判例でございます。ただし、これは先ほど委員長が申し上げましたとおり、そういう通称につきましては、

それぞれの地域の個々具体的な地域事情等が考慮されますので、今回については委員長が申し上げたとおりの趣旨が委員会の判断だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それなら聞かすが、最高裁に出したときの通称に文字でないもので選管に届け出しがありましたか。

○議長（祝 優雄君） 木下選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木下 勉君） お答えします。

申しわけありませんが、私ら委員会は今のところ議員が指摘された部分については承知をしておりません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、よく聞きましたか。あなた2 S 3 Kと言っておるのだろう。スピードを上げてやれと、こう言うおるのだ。今の前にあなた答弁したときに、最高裁は文字ではなくて、これを山と読んだというのだ。この符号。そう言いながら、あと知らないと言っておるが、この答弁に矛盾があるが、どう答えます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

木下選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木下 勉君） お答えします。

私が申し上げたのは、加賀議員が先ほどの前におっしゃいました今回の中山文次郎の判例です、異議申立書に書いてあった。その判例につきましては、我々のほうの判例集とかのところにも載っております、それは存じ上げておりますということでお答えしました。

それから、2番目の最高裁について一般的に記号のものを全部出されたものがやっておるかどうかということにつきましては、私としては個々の部分ということで、それは全部は承知申し上げておりませんという意味でお答えしました。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 2 S 3 Kでも3 S 3 Kでもいいが、おのれの部署について徹底して勉強しなさい。市長、どう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 就任した際に2 S 3 Kでいこうということでやったわけでございますので、それを今後とも守っていくように努力をいたします。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは聞かすが、もう一つ、93条、施行令です。93条、これには明快に争いがなけ

れば、つまり得票数において供託消滅の事項を守っておれば選挙長の判断で供託金は返せると書いておるのは、それは認めますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

木下選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木下 勉君） お答えします。

施行令に書いてあります93条の部分については、別に逐条解説という本がございまして、そのところに選挙長の独自の判断で今議員がおっしゃった範囲の中では返せるというものがございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） こればかりやっておるわけにはいかぬ。今認めたから、今後はさっさと返すようにしなさい。それだけ申し上げておく。この次からは、返さぬときには法的措置をとる、そう申し上げてこの項は終わります。

次に、北埠頭と体育館、さっき市長、俺も驚いたと、こう言っておる。そこで、問題点わかった。そこで、チェックをしっかりとさせると、こういうことですが、具体的に言うと、どういうことを、どういうふうにするという指示をしたのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 通常の補助事業等々をやる場合においては、申請書類がいついつまでに出していかなければならないというような、そういう手続上のチェックというものを普通はやるものであります。しかし、今回の場合はその根拠にあるどういう法令に基づいていっているのか、そしてもう一つは、先ほどちょっと私答弁申し上げましたが、基本設計と実施設計との間には、おのずと差あることは事実なのです、これは。こんな大きいというのはおかしいのであって、あるのは事実でありますけれども、基本設計が出てきた段階、そして出す前に内容をチェックをしているかどうか、その辺のところまでチェックリストに載せたと、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私が調べたところによると、チェックする能力をっておる職員がおらぬと、こう言っておる。こう聞いておる。間違いはないですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） チェックする能力の職員はおりますが、仮に能力がなくとも、そこでチェックをしていけば大きな間違いにならないという本当にごく初歩的なチェックリストでございまして。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） この大きな事業2つで10億を超える補正をしなければならぬようなばかなことをやっておるのです。もっと厳しい言い方すると、月給払えない。甲斐さん、あなたの報酬カットもしなければ

ばならぬという話になります、これでは。そういう問題なのだということ。認識すれば2 S 3 Kの3 Kに照らしてどうなのですか、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） こういう事業をやる場合に現地の実態というものをまず把握をしなければならない、そういう意味においては3 KのKの部分欠落しておいた。そして、基本設計が出た段階でそれを確認をする、検証をすることも忘れておいたと。3 Kのうちの2 Kが間違いであったと、こういうことであります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなたが言っておるのだから、俺が言っておるのではないのだから、この3 Kというのは。守らなかったのだから、今度はびしっとあなた自身が反省して、このままでは俺が報酬カットしなければならなくなるぞと、このぐらいの厳しいことを担当職員に言って反省を求めなければならぬと思いますが、いかがですか。そういう作業をやりましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このようなごく初歩的なことでこういう問題が起きた、そのときに市長が責任として何とかするというのは私の体が幾つあっても足らぬわけで、したがってこれはもう厳密に、基礎中の基礎でありますから、そのことはきつくこれからは徹底をしてまいるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） こんなのは、あなたの報酬を何とかするぞみたいにおどかさなければならぬほどの問題ではないのだ。普通の業務の中でできることなの。普通の業務のことができないから、俺が大きい声で質問している。そういうことのないように、答弁させるのはかわいそうだから、これ以上させないが、肝に銘じてひとつやってください。職員には、俺は「きょうは、俺の質問よく聞いておけ」と、こう言っておきましたから、聞いておるはずですよ。

次に、災害上、先ほどあなたは公民館は開放することになっておると、こういうことだ。徹底しましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 公民館あるいは地域の集会場等を一時避難所にしております。こういうケースが出てきたら、すぐに支所、行政サービスセンター、それから地域の管理者、いわゆる区長さんとか連絡をとり合いまして、早急に対応させていきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 防災訓練やったって防災訓練のための訓練をやっている、それと同じことだ。麗々

しく536カ所指定しておりますよと、こう言っている。何もやっていないと同じことだ。指定したというだけで。それでは聞くが、一体この536カ所の責任者は誰だ。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 通常の管理につきましては、公共施設につきましては各担当課、それから集落につきましては集落所有の管理となっておりますので、区長さんになっておりますけれども、避難所として開設した場合には全て市が責任を負っております。

○22番（加賀博昭君） どこ。

○危機管理主幹（本間 聡君） 市。市が避難所として開設すると。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 総務課長に聞く。予定になかったと思っているだろうが、そうはいかぬ。この区長さんの報酬というのは幾らですか。嘱託員というか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 固定分と、それから世帯数の割り増し分がございますけれども、固定分ちょっと手元に資料がございまして、私具体的な数値記憶にしておりませんので、申しわけございません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 答弁してもらわぬと、その後が続かぬ。すぐ電話でも何でもして担当課から連絡とってください。

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） どうも申しわけございませんでした。構成世帯数が3世帯までの嘱託員については6,000円、それから構成世帯数が4世帯を超える嘱託員については基本料金6,000円プラス1世帯につき1,700円が加算されます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そうすると、この区長様というのは非常勤特別職になりませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） そのとおりでございます。非常勤特別職でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） さて、ここからが大事なのだ。先ほど本間主幹は、大きな災害になったら公民館はそのときは市だと、通常はそうではないと、こういう答弁した。私は、台風がおっかないから逃げ込みたいと、こういうのはどっちが管轄するの。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 通常は、そういう場合は自主避難という形で、自らの意思を持って避難所に行くという形でありますので、市側としてはそういう相談、基本的には近くの公共施設に避難させるような対応とりますけれども、そういう場合がない場合は集落にお願いして、集落の集会施設あるいは公民館等にお願いするという形になりますので、管理、管轄の部分については私どもで、市でお願いするという立場なのではけれども、実際には区長さんに管理してもらおうという形をとっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、聞きましたか。台風というのは、ある日突然起こって、すぐ2日か3日で来るのです。まだ来るか来ぬかもわからぬわけです。そのときに俺のもううち危ないので、おれぬので、逃げたいのだと、こういうわけなのですが、そのときはどうやって手続したらいいのですか。地震とかなんとかの大災害の場合は、これは別です。学校へ逃げるとか、避難所を指定して、そこへ逃げてもらおう。そういうのではないのです。台風なんていうのは、みんなが逃げ込むというのではないのです。そういう特殊なお年寄りが俺は不安で仕方ないし、毛布持って行きたいのだが、どこだと、こういう話なのだ。市長、どうしたらいいと思いますか。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） まず、事前に市のほうに相談していただきたい。市あるいは近くの行政サービスセンター等にご相談いただきたいということでございます。それから、区長さんにご相談になって、区長さんから市のほうに連絡が来るというパターンもございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私が聞いているのは、台風が来るのだと。俺のうちは危ないのだと。俺は逃げたいのだと。そのときは区長さんのところへ行ったらいいのだか、市へ行ったらいいのだか、そういう市民に不安を与えてはならない。そういうときは、こういうことでできるのだというふうな簡便な手続というのを考えなければいけないと思うが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 通常、地震が起きたときは、これはどうしようもないのだけれども、台風が来るぞといったときに、どうもうちが1人で心細いからという話になれば隣近所にも私どもの場合、話しかけますし、だからやっぱり集落長のところに連絡をして、集落長の対応が一番近いのではないかと思うのです、

そういう場合は、そういう対応が必要だと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。そういうときには、市のほうからあらかじめ集落長に徹底をしておかなければその手続はできぬでしょう。そのところをどうするかと聞いておるのだ、俺はさっきから。行政手続としてどうなのだと聞いておるのです。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 536カ所の場所を設定してございますし、それ以外にも、いわゆる避難所ではないけれども、集落においては逃げ込めるといふか、そこへ行ける場所があるはずであります。したがって、こういう事態が生じた場合には、こういうふうにしてくださいということを集落長、これ集落長会議もあるわけですから、そういうときに徹底をしておく、このことが大事だと思っています。そういう徹底をしておけば、一々行政サービスセンターとか市役所のほうに連絡をいただかなくとも、すぐ近くの仲間の集落長のところに連絡が行って対応ができるわけありますから、そういう事前の周知徹底が必要であるというふうに考えています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今市長の答弁は、俺が言うことなの。いいですか。今私のところへ相談に来たのは、親戚へ行けと言ったら、俺は関から来たのだということだ。関へ行けるか、ここから。台風が来るのに。という理由なの。そうすれば今市長に申し上げますが、やっぱりこれはきめ細かなサービスの徹底と現場主義でしょう。そうすれば市のほうから方針を出して、それは集落にはそう数はいないかしらぬけれども、そういうひとり暮らしのお年寄りがおる場合がある。そういう人たちが不安になったら地元の公民館を開放していただきたい、そういうことで市のほうからお願いをして、徹底して、そうしてさらに市民にはこういう方策をとりましたということを周知する、こうだと思いますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くそのとおりでございますので、これから徹底をさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 時間の関係で後ののを先にやる。先ほど農業委員会の会長でしょうか、からも答弁がありました、それから市長からもあった。本来やってならない契約をやったと、こういうことだ。もう一つやってはならないことをやっておるの知っていますか。知っていますかといったって、あなた知らぬはずなのだ。だから、私が教えましょう。農地利用権設定の賃貸借に対する覚書というのがあるの知っていますか。

○議長（祝 優雄君） 島川農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（島川 昭君） お答えします。

議員からもご提示がございまして、内容を確認しましたら、J Aさんと地権者のほうで覚書を交わしているものがございました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 加賀の質問にはなるだけ深く答えるなという指示を与えていますね。それでは、私が聞く。それでは、小作料は10アール当たり幾らですか。それから、10アール当たりの休耕補償料は幾ら。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（島川 昭君） 20年以降のものでよろしいでしょうか、契約。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農業委員会事務局長（島川 昭君） はい。小作料が4万1,340円、それから補償料のほうは25万円となっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 目くじら立てるわけではありませんが、あなたの今のお答えは間違えている。いいですか。小作料は間違いなかった。休業補償料は20万8,600円ではないですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（島川 昭君） お答えいたします。

失礼いたしました。議員のご指摘のとおり、10アール当たり小作料が4万1,340円、休耕補償料が20万8,660円でございます。失礼しました。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それなら聞きますが、いいですか。この小作料を決めるのに、どうして締結してならないはずの佐渡市がかかわり合いを持たなければならぬと書いてあるのですか。誰がかかわり合い持ったのですか、これ。重大なのですよ。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（島川 昭君） お答えいたします。

この覚書のほうをちょっと調べてみたのですが、地権者とJ Aさんのほうで利用権を設定をする際にJ Aさんのほうで規定がございまして、その中に転貸をする場合には本人の同意がなければならないということがございまして、その旨でこの覚書を交わしたというふうになっておると思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、ちょっとあなた持っておるのだから、俺が言うと、俺がいいかげんに言うと言われても困るから、ではあなたに聞くから、あなたはそれを読んでみてください。小作料、休耕補償の改定という、その条項を読んでください。市長は、よく聞いておいてください。これ暫時休憩になります、間違いなく。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（島川 昭君） それでは、改定の部分をお読みいたします。

小作料の改定は、佐渡市が定める標準小作料の改定があった翌年度以降の分から甲乙及び佐渡市が協議して定める場合のみ行うことができる。休耕補償料については、経済情勢の変動等勘案の上、必要と認められる場合には甲乙協議の上、改定できるものとする。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。農民と農協と佐渡市が協議をしなければ決められないと書いてある。

先ほどのような締結そのものが問題だと。2者の覚書に何で市が入ってくるの。市長、答弁願いたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今私がお答えできるのは、何でそんなになっているのか不思議でしょうがありません。そういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは、極めて重大なことが書いてある。もし農業委員会の会長お答えができるなら答えてください。

それから、どうしてこういう文言が入ったものが、これは3回改定されておる。全部これが入っておる。なぜそういうことか。市は知らないでは済まされません。これみんな聞いておるのです。この地権者は、1カ所に集まってテレビで見ておる。お答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

堀口農業委員会会長。

○農業委員会会長（堀口一男君） お答えいたしますが、実際我々農業委員会としてこの経緯等につきましては詳しく実質把握して私はいなかったわけなのですが、その相談等経緯については書類等で事務局の調査内容を聞かせていただいております状況でございます。今言われたように、まことに答弁がしにくい状況であります。よくわからない、なぜこうなったのか、私もお聞きしたいと、そういう気持ちであります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） きょうわざわざ小木から、遠いところからおいでを願った堀口君久方ぶりだ。広域

圏時代の仲間だ。だから、久方ぶりと、こうっておる。それが来てもわからない。市長もわからないと、こうっておるわけだ。ちょっと協議をして何でもこういうことになっておるのか、お答えください。これは、正確に言うと、農業委員会事務局長がやるのではないのだ。農林水産課が言わなければだめだ。

○議長（祝 優雄君） 調整しますか。

○22番（加賀博昭君） 調整しなければ結局答弁できないだろう。

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

---

午前11時42分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

答弁を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

これ平成10年の借りたときから2回目の更新というところで改めて設定した覚書というふうに考えております。私どもがここに佐渡市が入るということを聞いておる中では、もともと新穂村とJA佐渡と公社の用地として借りたいという意向の中で契約が進んでいるということでございます。その中で、これも継続の中でございますが、こうした用地として借りるということがございますので、この中で佐渡市もここに、協議に入るということがうたっているというふうに聞いております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 何で、いいですか。貸したやつと借りたやつが転貸する、要するにやってもいいと、こういう話だ。そこはいいのだ。いいですか。半端な金額ではないのです、あなた。10アール当たり25万払っておるのです、1年間に。そのことは、佐渡市が入って決めるなんて書いてあるわけだ。どうして物理的にそういうことが起こるの。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） どうして佐渡市がそこに入らなければならないかというのが私にも正直言ってわかりません。入るべきものではないところに何で佐渡市が入らなければならないのかということが、お答えにならないで申しわけございませんけれども、私もわからないです、正直言って。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 事務当局も俺に言われて初めてわかったのだろう、このわけのわからないことが書いてあるということが。借り手と貸し手が又貸ししてもいいのだといって覚書をして、その覚書に、半端ではないです。10アール当たり25万払うということは、佐渡市が入ってやると書いてある。そんなことを何でやらなければならないのかということは、今甲斐市長が言っておるとおり、俺もわからぬと、そのとおりの。こんなわけのわからぬことをやっておるのだから、早いところ、これも含めて解消しておかない

と、来年3月に向けて大騒動が起こってくる。住民だって知らない、これはつきり。失礼だけれども、今俺のやっているのテレビで見て、みんな集まって見ておる。おお、これはえらいことが書いてあるわいと、こういう話になっておるわけだ。これは、精力的にやって解消せぬと、もうえらいことになります。

では、この項の最後の質問いきますが、一体農業公社は農協に銭払っておるが、幾ら払っておりますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

農協が地権者から借りて、その借りた中から農協からその借りた部分の一部を借りるということになっております。その中で152万1,000円を今公社のほうに農協に払っているという状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、わかりましたか。こういうもろもろのことを決めておるから、何と23年で152万1,000円払っておるのではないか。その銭は、どこから出たのですか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

合併後は、新穂公社の基本財産を両津公社に移しまして、そこから出すということにはなっております。以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、農業公社に対して幾ら補助金出していますか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

24年度につきましては、両津産業振興公社には730万円、羽茂農業公社には860万円、赤泊農業振興公社、これ修繕費でございますが、大きなハウスのほうが傷んでいるということで修繕費で387万4,000円、あと羽茂農業公社の借地料ということで21万7,715円、合計が1,999万2,000円でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいですか。この莫大な金が動いておる。俺もこういう田んぼがあったら貸したい。

1反歩やると、1年間で25万もらえる。稲をつくるよりはいい。国がやっておる何とか補償なんて全然ちゃんちゃらおかしい。農協へ当然佐渡市へ貸せば、1年間で25万1反歩入るのだと、10アール当たり。こんなばかなことをやってきたのが、きょう私が質問してきたこの利用権設定に絡む内容なの。だからこそ軽視してはならぬ。速やかに解消しないと3月までにはえらいことになる、これは。住民がむしろ旗立てるぜ。相手は農協ではない。佐渡市だ。こうなったときは、えらいことになるのだということをきっちり認識してほしい。

もう一つ、時間がないから、最後に1つ言っておきます。名前は言えないが、県はこう言っておる。体育館の問題。私はわかっておるのです。都市公園に対する整備というのは、交付金が2分の1原則出ると

いうことは承知しておる。だけれども、県はこう言っておる。そういう交付金の名に群がって、よそから金さえもらえばいいなどという姿勢はよくない。あの配管一本何とかするのに2億円を超えるお金がかかるのなら、別に土地買えと言っておるのです。1億も出せば、もっと立派な土地が買えるのだ。体育館も駐車場も同じだと言っておる。この役人の意見について、客観的に見て市長どう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 質問の内容をもう一つ、もう一回具体的にどういう答弁をすればいいのか、ちょっともう一回教えてください。ちょっと私も理解できなかったものですから。今さっきの農地の話からぼつと体育館のところへ行っただけだから、まだ余韻が残っていたものですから。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 総合体育館の土地の問題で県に相談へ行っただ。そしたら、県はびっくりしてしまっただ。何で急に2億の銭が出てくるのだと。それは、管一本何とかしなければならぬから、その費用だと。そんなんだっただら、おまえ土地買ったらどうだと。体育館も駐車場も一遍に買っても、1億あれば天まで届くと県は言っておるのです。交付金を当てにしておるといことはわかるけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） 交付金というよりも場所変えればいいのか。何考えておるのだ。おまえみたいにばかなことを言っているから、こういうことになるのだ。いいですか。県はそう言っておるのだと。これについて客観的にどうですかと聞いておる。別にいいとか悪いとかではない。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私が県の職員から直接聞いたわけではございませんので、その真意のところはわかりませんが、現段階におきましては、あの地においていろんな基本設計なり、詳細設計の段階では大変なミスを犯しましたけれども、あの場所でやるということで進んでおりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） やる、やらぬのことを言っておるのではないのだ。しっかりせぬから、こういうことを言われるようなぎまになるのだと言っておる。そういうぎまにならぬように3Kでしっかりやってください。最後答弁願う。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 確かに戦略というものは、これから行政運営上、非常に必要な部分だと思っております。しかしながら、私が当初申し上げました2S3Kというのは、これをまずやってから、それがベースができていないと3Sというところまで入らないと思っております。そのご提言に対してはありがたく頂戴いたしまして、それが3S3Kが実現できるように頑張ってみますので、今後ともどうぞよろしく

お願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 約束の12時をちょっと残しておりますが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂下善英君の一般質問を許します。

坂下善英君。

〔5番 坂下善英君登壇〕

○5番（坂下善英君） 新和会の坂下善英でございます。通告に従いまして、初めての一般質問をさせていただきます。

さて、2015年3月、北陸新幹線の開業が決まりましたが、この開業により首都圏と新潟県内の上越地域並びに北陸方面への時間が大幅に短縮されることになり、首都圏においては旅行の選択肢が広がることから、観光地間同士の競争も激化となっております。首都圏の旅行エージェントにおいては、北陸新幹線開業を見据え、商品企画に取り組んでおり、新幹線沿線の観光地間においても既に受け入れ体制が進められております。北陸の石川、富山の両県においては、食文化や新たなイベントの実施による誘客宣伝、受け入れ体制を整えつつあると聞いております。一例ではありますが、富山県においては和食のイメージを一新し、有名シェフによるフレンチやイタリアン料理を提供する取り組みが進められ、宇奈月温泉においては電気自動車や小水力発電を利用した低炭素型の温泉地づくりを推進するためでんき宇奈月プロジェクトを立ち上げて、エコリゾート地として環境問題に関心の高い首都圏からの誘致を行う計画が進められております。また、石川県においては加賀温泉郷、これは山中、山代、片山津、粟津の各旅館のおかみさんや芸子さん、飲食店、商店の従業員約200名から成る女性がレディー・ガガをもじったレディー・カガを結成をし、それぞれ温泉ごとに周遊コースを設けるなど、ガイドツアーによるもてなしの体制を整えております。旅行エージェントに対しても、既に情報発信や商品企画が進められております。また、身近なところでは、日本海側の糸魚川市と山国の長野県飯山市は、既に観光資源を持ち寄って旅行商品の共同開発を進められております。長野県、富山県では、黒部アルペンルートの共同宣伝を行うなど広域連携による受け入れ体制の整備に取り組んでおられます。佐渡としてもこの機会を最大限に利用し、観光客の誘致を図らなければなりません。いまだ佐渡としての確たる誘客宣伝体制や受け入れ体制の取り組みが見えておりません。まだ何年あるからとの考えではなく、あと2年半しかないとの考えに立った取り組みを早急に行わなければなりません。そこで、佐渡としてこの新規路線の開業に伴う観光客の誘致宣伝並びに受け入れ体制の整備についてどのように取り組んでいるのかを伺います。

また、観光客を誘致するためには、当然アクセスの利便性が必要不可欠であります。目の前の厳しい現実として、新しい新幹線駅から直江津、直江津港までのアクセスと小木・直江津航路の利便性、つまり増便等の問題についてどのような取り組みを行い、集客につなげていくのかを伺います。

続いて、観光商品の造成と宣伝体制について伺います。現在、着地型商品の造成が行われ、既に受け入れが行われておりますが、この商品の造成に当たって旅行エージェントと内容の検討やアドバイスを受けて造成された結果の商品なのかを伺います。また、あわせて販売連携や商品販売に伴う宣伝体制についても伺います。

続いて、宣伝物とその利用方法について伺います。平成23年度に作成された宣伝物は、佐渡市作成のパンフレット5種類、6万4,600部、チラシ15種類、30万9,600枚、情報誌1種類で6,000枚、佐渡市の補助による観光協会作成のパンフレット13種類、19万3,000部が作成されております。このチラシ、パンフレットは、どのように活用、利用されているのか、伺います。また、作成種類が余りにも多いように思われますが、類似したものはまとめる考えはあるのかをあわせて伺います。

次に、各地域において地域イベント、観光イベントが実施されておりますが、中には観光客の集客に利用できるものがあると思われれます。観光商工課、観光協会では、時代を見据えた視点で各地域イベント並びに観光イベントの内容を把握しているのか。また、観光商工課、観光協会はそれぞれどのようにかかわっているのかを伺います。

次に、佐渡会館の閉鎖に伴い、相川観光案内所がまちの中にある佐州館にこの4月移転をされておりますが、移転後の案内業務についてどのように変わったのか。また、移転後における問題点について伺います。

次に、世界遺産登録後を見据えた観光客誘致宣伝対策について伺います。現在、世界遺産登録に向け、鋭意努力されているとは思いますが、平成27年に推薦書の提出、平成29年には登録の運びとなる計画だと聞いておりますが、まだ先のこととはいえ、四、五年の歳月はあっという間に過ぎてしまいます。登録された後の受け入れ体制の整備や誘客宣伝体制について、どのように取り組んでいかれるのかを伺います。

次に、佐渡観光が及ぼす経済効果は大きなものがあります。市長の公約にもあるように、市民が丸となった観光振興を図るためにも市民から観光に対して理解を得なければなりません。また、観光戦略上においても経済波及効果調査は必要不可欠であると考えます。今まで調査をしたことがあるのか。また、ないとすれば今後調査をする考えがあるのかを問い、1回目の質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 坂下善英君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、坂下議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

北陸新幹線開業に伴う観光客の誘致の問題でございます。2015年3月の北陸新幹線の開業は、佐渡観光復興の最大のチャンスというふうにとらえているところでございます。現在上越市、妙高市等々、上越を中心といたしました協議会の中に佐渡も参加をしながら、どう連携をとっていかうということについて今検討をいたしているところでありますが、しかしそれとは別に私自身、周遊型広域観光の推進に向けまして、特にジアスというものの認定があるわけでございますので、能登の4市4町の首長との連携も2度に

わたり行っているところでございますし、もう一つは当然石川県の中の能登でございますので、石川県の谷本知事も2度ほどお会いをいたし、さらにはあそこで有名な加賀屋という素晴らしいホテルもあるわけでございますので、加賀屋の会長ともお会いをしながら、佐渡と一体となった観光ができるようにということでお話し合いをさせていただいており、快く今一緒にやろうという話になっているところでございます。北陸新幹線が開業することになれば、佐渡というのはいわゆるどん詰まりをつくってはならないわけでありまして、循環型ということを考えるならば、佐渡は扇のかなめになるわけでありまして、重要な役割を果たすこととなります。つまり佐渡の立ち位置というものが明確になるわけでございます。そういう意味では、観光協会とともども冒頭申し上げました広域連携会議に参画するとともに、JR東日本の協力もいただきながら、1つの県に2本の新幹線が走るという、このことを核としながら、観光ルートの開発に努めているところでございます。また、平成26年春の新潟のDCキャンペーン、デスティネーションキャンペーンにおきましても、現在佐渡観光協会が今中心となっているところでございます。その中で企画委員会を立ち上げまして、花、食、原生林、里山、町並み散策のほか、イベントの受け入れ企画を提案をいたしているところでございます。特に先ほど能登のほうとの連携、あるいは石川県知事との話の中にもありましたけれども、やっぱり我々佐渡市と観光協会だけではうまくないというようなことで、ホテルのいわゆる美佐渡会、おかみの会も一緒になりながら、ここの中で進めているところでございます。さらに、北陸だけではなくて、首都圏、関西方面からの誘客ということも考えていかなければならないので、私自身、議会終了後には関西のほうに足を運んで商談会等に積極的に参加をして、一人でも多くの誘客につなげるように努力をいたしているところであります。いずれにいたしましても、ほかのところでは宇奈月のエコとか、金沢のもてなしとか、富山と長野の連携ということで新しい商品を開発をするという動きがあることは承知をいたしておりますが、我が佐渡は新しい商品を開発するということよりも、既存のいろんな資源があるわけでありまして、それをどう結びつけていくかということが大事だというふうを考えておるところであります。

同じく新幹線開業に伴います直江津駅あるいは直江津港までのアクセスの問題でございます。これにつきまして今ほど申し上げました上越市を中心とした協議会の中で分科会、部会を立ち上げておりまして、いわゆる脇野田の駅、新駅がそこにできるということでございますが、脇野田の駅から直江津の駅までのアクセス、さらには直江津の駅から直江津港までのアクセス、あるいはストレートにどう直江津港に持っていくのかということについて今検討をいたしているところであります。しかしながら、以前から上越と佐渡の間の関係につきまして連携がなかなかうまくいっていないという、これ実態があったわけでございますので、上越市長、さらには上越の商工会議所の会頭、さらには上越市議会の皆さん、さらには上越出身の県議会議員ともお会いをいたしながら、過去のようなことではなくて、周遊観光ということが必要であるということを訴えておりながら、一定の理解をいただいているところでございます。そういう中で新駅から小木までの流れというものをスムーズにしていかなければならないというふう考えているところでございます。

もう一つそれにつながります小木と直江津航路の問題でございます。今ほども申し上げましたけれども、この北陸新幹線の開業というものによって、新潟県には2つの新幹線が入るわけでございます。したがって、どん詰まりをつくるということではなくて、上越新幹線から来たなら、お客さんは新潟から両津

に連れてくる。そして、佐渡を見ていただいて小木から直江津に渡る。また、逆の北陸新幹線については直江津から小木に渡って、そして両津から新潟に抜けていくという、いわゆる循環のものをつくっていかなければならない。そういう意味におきまして、この小木・直江津航路については非常に重要であるというふうに考えております。特に直江津航路につきましては海上国道として、さらに人の輸送だけではなくて、物流という観点からも重要な役割を果たしておりますし、さらに先ほど申し上げましたけれども、ジアスの関係で能登との交流も深まっておるわけでありますので、今のような変則体制ということは、これは解消をしていかなければならないということでございます。このことについては、市民も一丸となってこのことについて共有をしていかなければならないわけでありまして、この議会が終わり次第、知事とも会ってこのことを話をすることで約束を取りつけたところでございます。積極的にこれに取り組んでまいりたいということございまして、いずれにいたしましても今の1.5というような変則的な運行体系は即解消していかなければならない、こういうふうに考えているところでございます。

それから、着地型の旅行商品の問題でございますが、着地型の旅行商品造成につきましては、現在佐渡観光協会が中心となりまして、佐渡エンジョイプランとして造成、販売をいたしておるところであります。一部旅行エージェントからの要望も組み入れておりますけれども、二次交通や申し込み締め切りなどの課題もあって、顧客ニーズをとらえた着地型の旅行商品の開発に向けてやっぱりさらに検討していかなければならない。つまり着地型観光というものについては、我々佐渡のほうからエージェント等、あるいはお客様に対して提案をし、売り込んでいかなければならないわけでありますので、依存ではなくて自ら取り組んでいくという姿勢、その体制というものを整えていかなければならないということで、今それに着手をいたしているところであります。

販売につきましては、旅行エージェントと代売契約、これは佐渡観光協会でございますけれども、結ぶなどしてその販売ルート拡大を進めておるところでありまして、宣伝につきましては協会のホームページに加えまして、春、秋の首都圏での旅行商談会、さらには営業回りのほかにパンフレットを約190社の旅行代理店に送付などを行っているところでございます。佐渡の観光パンフにつきましては、総合的な観光情報というものは「佐渡さんぽ」などで、地図は佐渡観光マップ、着地型旅行プランにつきましては佐渡エンジョイプランに集約をして作成をしております。しかしながら、多様化する顧客ニーズに対応するためには、期間やエリアを限定したパンフレットあるいはチラシということもつくっていかねばならないので、それに対応したもので作成をいたしておるところでございます。パンフレットの活用につきましては、旅行エージェントへの配付のほか、姉妹都市、首都圏等への観光物産展、島外の観光案内所で顧客の興味に合わせた配布をしているところでございます。

各地域のイベント等へのかかわりでございますが、各地で行われているイベントというのは、いろんなものがあるわけでありまして、私自身も今いろんなところを歩いているわけでございます。その中で、いわゆる単品のイベントとしてではなくて、それを結びつけることによって立派なアクティビティー群になるというふうに考えておりまして、把握に努めているところでございます。また、イベントへの職員の派遣につきましては、佐渡市主催、共催イベントあるいは後援の補助事業に対して担当者を必要に応じて派遣しているところでありますし、ほか職員がボランティアで参加するようにしておるところでございます。一例を申し上げるならば、先般松ヶ崎におきまして薪能がございました。そこにも行ってまいりまし

たが、あそこの住民の数は400から500しかいないはずであります、1,000人以上の方々があそこに来ているということ。いろんな方々にお話を聞くと、島外から大勢の方が来ている。それほど皆様方が興味を持っているということですので、そういうイベントを把握をしながら、それをつなげていくということをやってまいりたいというふうに考えております。

次に、相川の観光案内所の移転後の関係でございます。この相川の観光案内所につきましては、相川地区の市街地の周辺では、いわゆる公共施設の老朽化が進んでいるということから、昨年5月に地域の説明も行い、地域のご協力をいただきながら計画的に整備、改修に取り組んできているところでございます。相川の観光交流センターの整備、あるいは相川の観光案内所の移転も、この今申し上げました全体計画の中で進めてきたところでございます。観光と地域の活性化、特に町並みの活性化ということが今後必要であるわけでありまして、基本は歩くということと光を出すということと音を立てるとというのが私は3原則だと思っております。そういう意味におきましては、移転後のあの場所からするならば、観光案内業務は地域の情報発信のほかに町並み散策、こういうものができているということで、いわゆる地域でのにぎわいが創出させる一つの基本になる、そういうふうに考えておりますので、さらにそこに力を入れてまいりたいと思っております。町なかでの観光案内業務を開始いたしました。観光繁忙期の2カ月が経過をしたわけでございますが、いろんな点でもてなし等々の課題もあることも承知をいたしておりますが、これは今後改善を重ねていきながら、よりよいものにしてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ、世界遺産に関連をいたしまして、観光客の受け入れ体制並びに誘客対策でございます。この世界遺産登録に向けましては、平成27年に申請をして、29年を目途として登録という方向で動いているところでございます。当然のことながら、国と県と佐渡市が一体となってこれに取り組んでいるわけございまして、現在平成24年から26年、つまり27年が申請でございますので、26年までの3カ年間にわたりまして、工程表をつくっているところでございます。その工程表の基本は、構成資産をどういうふうにしていくのかということと、もう一つは受け入れ体制をどうしていくのかということをごメインでございます。その中におきまして、この受け入れ体制というものを整備をしていかなければならないと思っております。ただ、世界遺産ということになりますと、相川周辺のことだというようなお考えがどうも散見されるようでありますけれども、冒頭私が申し上げましたように、市民が一丸となってこれをやっていかなければならないので、そういう意味では全ての市民、そして佐渡から出ている東京等にお住まいの方々に対してもこの宣伝をしながら、魅力ある佐渡への誘客活動、そして環境整備に努めているというところでございまして、今後とも一生懸命努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

最後の経済効果の調査でございます。佐渡は、いわゆる非常に産業間の生産波及力が小さな島でございます。特にそういう中におきまして、観光による波及効果というものをどうほかの産業に結びつけていくのかということが、これから産業振興の大きな課題であるというふうに考えております。そういう視点から、平成19年には地方自治研究機構からご協力をいただきまして、いわゆる経済波及効果の調査を行っておりますし、21年度におきましては、これはごく限られたものでありますけれども、本土発の乗用車の往復運賃割引、これに伴う経済効果、これについて調査をさせていただいたわけであります。特にこの中で観光の消費額が269億7,000万というものがある、その中での波及効果が321億3,000万、これに地産地消というものを加えた場合に329億円になる。そして、さらにこれを80万人まで拡大をするということにな

ると389億1,000万ということになるわけでありまして、さらにこういう中を見ますと、1泊単価をビール1本分、つまり3%増加をする。そして、泊数を3%ふやしていくと。そのことによって46億円の経済波及効果があり、雇用が503人生まれますと、こういう数字も出ておりますので、それらをベースにしながら観光振興に取り組んでまいりたいと思っております。ただ、今の反省点といたしまして、こういう効果が出てくるということを市民の方々等に知らせる機会がなかったということは、私は大きな問題点である。そういう意味で、これだけの経済波及効果があるのだから、一緒になって、一丸となって観光振興をやろうぜという、これの一つの大きな材料になると思っておりますので、その点は私自身反省をいたしておりますし、今後これを徹底をしてまいるといふ所存でございます。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） それでは、誘客宣伝の関係であります。誘客宣伝の一つに、先ほど市長も申されておりましたが、デスティネーションキャンペーンがあります。これは、JR6社と指定をされた自治体、大手旅行エージェント並びに地元関係者が共同で取り組む、全国展開をする誘客宣伝なわけであります。新潟県が最初に実施をしたのは、57年の11月15日の新幹線大宮暫定の開業に合わせて11月から12月の3カ月。そして、昭和60年、上越新幹線上野暫定開業の折にもこのキャンペーンが実施をされております。新潟県がこの26年で8回目を迎えます。その中でいろんなイベント等が実施をされてきておるわけでありまして。その中で、そのキャンペーンとして今でも残ってきているものがあります。それは、西三川ゴールドパークだと思えます。当時砂金とり体験を57年に旧真野町と一緒に体験をつくり上げ、そしてその体験が真野砂金まつりという形で生まれ、その中から西三川ゴールドパークというものが生まれてきておりますし、平成2年のデスティネーションキャンペーンにおいては、これは4月、春であります。現在行われております能月間、そして能がこの時点から全国的にも知られてきております。このようなイベントで佐渡がクローズアップをされてきておりますが、既に26年4月、6月にデスティネーションキャンペーンを決定しておりますので、その方針は先ほど市長がおっしゃったように、魅力のある春の自然であるとか、食、歴史、文化、そして人にふれあう旅の提案だというふうに聞いております。そこで、この時点ですが、どのように佐渡としてこのイベントに取り組んでいかれるのか。これは、佐渡市と、あるいは協会、観光関係団体と一緒に考えておられるのだらうと思えますが、その点をひとつお聞かせいただきたいと思えますし、またその本キャンペーンが26年にありますが、25年、来年ですけれども、同じく4月から6月の3カ月にプレキャンペーンが実施をされるというふうにも聞いております。あわせて、どのような内容で取り組んでおられるのか、おわかりになりましたらお聞かせいただければありがたいと思えますが、よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

来年のプレDC、それから27年のアフターDC、26年に本キャンペーンということで、新潟県におきましては、うまさぎっしり推進プラン、この戦略に基づいて3カ年の計画をまとめております。佐渡市におきましても観光協会と連携しながら、その検討会を行ってまいりました。その企画の策定、最終となりま

すのは11月だというふうに認識しておりますけれども、まずたたき台をまとめて、そして県に報告をしたところであります。議員先ほどゴールドパークのこと、それから能のこと、こういうことが今までのDCの中でイベントとして確立しております。それについても今回のDCのキャンペーンの中に入っておりますし、また新たに鼓童のイベントも今回組み合わせをしているところであります。新潟県のうまさぎっしりキャンペーンの中では、特に佐渡は4月から6月という一番自然豊かな時期でございますので、県も非常に注目しておりますし、またうまさぎっしりのキャンペーンのプランの中にも北陸新幹線の開通に合わせた、そういったプランニングをこれから計画していくというところで今鋭意進めているところであります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） そのキャンペーンの中身であります、検討されているというふうに聞いておりますが、その関係について私が情報を得ているのは、この9月6日にそれぞれ佐渡市も含めた関係者が集まってDCの対応、デスティネーションキャンペーンの対応について検討会が行われ、ほぼ内容が固まったというふうに聞いておりますが、その内容については、ここで発表はできないものでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

内容については、今企画案ということで、うまさぎっしりキャンペーンの実行委員会であります県の観光協会のほうへお送りしてございます。まず、トキのふれあい施設、これは4月からオープンしますので、これも一つの大きなキャンペーンの目玉として取り扱っていきたいということであります。それから、オープニングのセレモニーも当然必要だろうということで、それに合わせた真野公園の桜まつりや春の芸能祭、こういったものも取り込んでいきたいということであります。それから、世界遺産の暫定リスト入りをした金山の桜のライトアップ、あとトレッキング等のライナーバスの手配、それからお宿のもてなしとしては春の海藻、ワカメとかモズクとか、そういったようなもののしゃぶしゃぶのようなもの、そういうものも計画しております。ただ、お宿についてはまだ確定をしておりません。もっと参加をふやす方向で、全ての宿が対応するような方向で検討していただきたいということを私のほうからも申し添えてございます。また、ご当地グルメ、ブリカツ丼、こういうものも活用してまいります。そして、今相川の世界遺産のまち歩き、これは非常に人気でございますので、そういうものも入れていきますし、それから先ほど申し上げました鼓童のイベント、こういうものもつなげていきたいということで、旅行エージェントに向けては9月の26日に東京の池袋で観光商談会をやっていく中で周知したいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） それでは、その中に先ほど課長がお話のありましたトキのふれあい施設があるかと思えます。課長が9月26日に商品説明会に行かれるというお話であります、商品説明会に行きますと、オープンの日だとか、あるいは料金だとか、どういう仕組みで受け入れをするのかということが当然生まれてくるわけです。ですから、その辺の取り組みについてはどのようなお考えをされているのか、お聞

かせいただけますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

トキのふれあい施設については、まず今10月に最終的に専門家会合を経て決定されると。決定されるというのは、トキのあの施設は観光施設ではなくて分散飼育施設、そういう扱いで環境省はとらえているというようなことで、いずれにせよ料金体系を決めるには条例の制定が必要だということでもあります。これは、今10月に最終的な決定がされるというようなことでありますので、12月に条例を出すというふうなことで、観光関係者あるいはエージェントについては旅行商品、一応オープンは4月ということの説明をしたいと思っております。そして、料金については決定次第、報告をさせていただきたい、このようなことで考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） このトキのふれあい施設は、佐渡にとって、いわゆる来年一番の集客の目玉になると思うのです。先ほども言ったように、この26日に東京で商品説明会がある。そして、翌々日の28日には大阪でこのキャンペーンを含む旅行エージェントとの懇談会が開催されると聞いております。これには市長が自ら出席をされて、佐渡営業部長としてトップセールスを行うと聞いております。合併以来8年、9年目ではありますが、市長が商談会に出席をして佐渡のアピールをするということは本当に大変ありがたいことです。佐渡の観光関係者にとっては、ありがたいことです。とにかくトップが責任を持って佐渡を売るわけですから、大変いいことだというふうに思っております。ただ、市長、商談会に行かれてエージェントとのいろんな話し合いの中で即断即決をしなければいけないことがたくさんあると思うのです。このトキの料金の設定もそうですし、あるいは杉のツアーもそうですが、必ず料金のところでRの問題が当然出てくると思うのです。やっぱりキャンペーンを展開していろいろ売っていくには、旅行エージェントの宣伝力というのは非常に大きなものがあるわけですから、そのRの部分等もふれあい施設の料金を設定するときに当然決めなければいけないのですが、ただ入館料ではないというふうに聞いております。協力費だということですが、これをやはり理解をしていただく努力が当然必要だと思いますので、その辺をよく観光商工課と、あるいは関係課と協議をされて行かれたほうがよろしいかと思っております。特に関西にしますと、先にお金がかかる状況が一番多いところでもありますので、全ての商品について、その辺についてよく検討されて行かれたほうがよろしいと私は思っておりますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思っております。

このトキのふれあい施設の売り方については観光商工課がやれるのだと思いますけれども、農林水産課が主管だと思いますが、いわゆる受け入れ体制の問題点がいろいろあるかと思いますが、この両課がどのように連携をされているのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

観光商工課と連携をしてどういう受け入れをするかというご質問かと思えます。あのトキのふれあい施

設につきましては、6月30日構造が完成しまして、外構も含めて7月20日に最終的に完成しております。その中で7月30日、専門家会合を迎えて、トキの分散飼育施設としておおむね良好であるというものをいただいた後、観光商工課と連携を始めているのが現状でございます。その中で担当者と現地を見るということも含めながら、8月25日に観光協会、観光商工課と農林水産課というところで現地も含めて対応について協議するなど、来年の4月のオープンに向けてしっかりとそこは連携、情報交換しながら取り組んでいるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） このイベントを実施していくに当たっては、当然観光協会も、あるいは市の中において観光商工課や農林水産課、特に食の問題があるかと思えます。当然連携をしながら十分協議をし、打ち合わせをしながら、最大限効果の上がるような取り組みをお願いをしたいというふうに思っております。

そこで、市長にお伺いをいたしますが、実はこのデスティネーションキャンペーン、新潟県で8回というふうにやっております。これが実は第1回が和歌山県で53年に実施をしております。それからずっと開催をされてきております。京都市は常連でありまして、市では唯一開催をしております。平成17年に会津若松市が単独でこのキャンペーンを実施をしております。そしてまた、来年はNHKの大河ドラマで「八重の桜」というドラマが始まりますけれども、かなり会津というのは、そういう力があるところだというふうに私も思っておりますが、そこで市長は任期中にとにかくちまちまと新潟県の中でキャンペーンを一緒に展開するのではなくて、デスティネーションキャンペーンを全国の離島、いわゆる離島として佐渡が実施をするお考えはあるかどうか。また、検討する余地があるかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） DCは、今議員がお話があったとおり、非常に効果があるわけでありまして、特に今回の場合は新幹線との関係であります。ご案内のとおり佐渡の120万とかという観光は、全て上越新幹線と結びついているわけ。しかも、DCがそこに絡んでいるということで、この北陸新幹線という問題も含めて大きな役割がここで発揮されると思えます。ただ、これが佐渡の場合に問題だったのは、そこでやったものをさらにブラッシュアップをして継続するというのをやってこなかったのです、はっきり言って。そのところに問題があるわけでありまして、ぜひ今回ののはプレがあって本番があってアフターがあるわけでございます。そういう意味では、長いスパンでお願いができるという大変ありがたいことなのでありますが、その中でブラッシュアップをしながら、これに匹敵する、さらに拡大をするものを続けていくということをまずやりたいと思っております。

もう一つは、これは職員、観光商工課のほうにもまだ言っていないわけでありまして、近々地名サミットみたいなものがないかどうかということで私自身は今考えているわけでありまして、ただベースとして、その継続をするというものがない限り、あるいはブラッシュアップするという意欲がない限りこれはできないわけでありまして、当面はそこに努力を傾注をしていきたいなと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

- 5番（坂下善英君） 本キャンペーンを実施せよということでもありませんけれども、これが延々と継続をされて佐渡に誘客の一つの布石になるような形でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

では次に、アクセスの関係でございます。私が先ほど申し上げたように、観光客を誘致をする、そのためにはアクセスの向上というのが不可欠であります。新幹線と在来線の接続、それから駅から港までの接続、船の接続の向上というものが必要不可欠であると思います。首都圏から当然周遊ルートというのが、先ほど市長もおっしゃっていましたが、上越新幹線、北陸新幹線を利用した周遊ルートを当然JRのほうでも考えております。というのは新潟までの料金距離、時間距離、上越までの時間距離、料金距離はほぼ同じであります。したがって、行きは北陸、あるいは行きが上越、帰りは直江津ということの、その行き先はやはり佐渡ということになるわけでありますから、そこまでのアクセスというものが悪かったら、これはどん詰まりで、とにかくお客を誘致することがなかなか難しいというふうに私は考えております。したがって、この交通アクセスの利便性をどのように今考えておられるのか。そして、特に直江津航路の問題についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

- 議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

- 市長（甲斐元也君） 先ほどもお答えを申し上げましたけれども、いわゆる1つの県に2つの新幹線が入るということ、これは画期的なこと、ほかの地域にはこういうのがないわけ。これをどううまく活用するかということになると、ご案内のとおり北陸新幹線が走るということになると、上越新幹線のお客さんというのは多分半分ぐらいになるだろうと。これは、私が予想するのではなくて、専門家が予測をしているわけで、現段階におきましても越後湯沢と長岡で大半がおりるといような実態であります。そういう中で北陸新幹線が走るということになると、上越新幹線もなかなかうまくいかないだろう。企業でありますから、本数も減ってくるだろうということが予想される。そのときに政令指定都市の新潟市がどん詰まりということになれば、これは大変なことになる。したがって、新潟から両津へという周遊というものを考えていかなければ、そして出るときには小木から直江津というものをやっていたら、これがまた逆のことも言えるわけ。そのことによって1つの県に2本の新幹線が入る、2つの新幹線が入るといことの大きな効果が発揮される。その場合において佐渡がかなめになるということについては先ほども申し上げたとおりでありまして、これは新潟市長、長岡市長、上越市長、柏崎市長にも常々そのことは申し入れをしているところで、大分そういう形では理解をいただいているというわけでありまして、そこで、今先ほども申し上げましたような上越市が中心になった協議会というのがありまして、その部会の中でアクセスをどうするのかということ、特にそこの中で一番のポイントになるのが脇野田駅から直江津港までのアクセスをどうするのかということでありまして、いろいろな案があるようでありまして、現段階にあるようであります。脇野田から直江津の駅まで行く、それを今の普通のバスでつなぐのか、あるいは定期的といいますが、時間を決めてピストンでやるのかというような方向、さらには直江津駅から直江津港までというもの、そうではなくて、もう一つはストレートに持ってくると。先般も上越の商工会議所の田中会頭のところにもお伺いをしたわけでありまして、その中ではそんなまどろっこしいことをしてはだめなので、駅に新幹線が着いたら、脇野田に着いたら直江津の港までストレートに運ぶということを考えてもらいた

いということをお話をしてご理解もいただいたわけで、ただそうなりますと、直江津から小木に渡る船の便というものも合わせていかなければならないわけでありますから、このことについても佐渡汽船の社長には話をしているわけでありまして、今どれが決まったということではございませんが、私の考え方としてはストレートに直江津港に持ってくると、これを今主張しているところでございます。

それから、もう一つは小木・直江津航路につきましては今1.5というような形で変則で今動いているわけでありまして、これは何とか、2隻化検討会というものもあったわけでありまして、今それがつぶれまして、全体の協議会になっているわけでありまして、多分間違いなく10月からだと思いますが、うちの総合政策監もそこに出席することになってはいますが、最初の小木・直江津航路、本当の2隻化検討会というところに入って行くわけでありまして、何としても今のような1.5ではなくて、2隻化の方向に持っていきたい。このことによって円が描けるというように考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） そのアクセス、小木・直江津航路の問題については、ぜひ北陸新幹線が開業するまでに何とか2隻体制、あるいはその代替案をつくっていただいて佐渡の入り口が広がる、そのように取り組みをぜひぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一点、北陸新幹線開業に伴いまして、先ほど市長が協議会、協議会ということでおっしゃってられますが、新幹線まちづくり推進上越広域連携会議というのがあるというふうに聞いております。佐渡市もその中のメンバーで、当然航路問題も協議をされておると思います。ただ、その中で私その資料を見させていただきましたら、大都市圏へのプロモーション活動を行う。開業イベント・PR部会というのがありました。その中にどうも佐渡市がそのメンバー、その部会に入っていないようではありますが、これはどういうことに入っていないのか、おわかりになりましたらお願いをしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私が協議会と言っているのは、実は今議員のおっしゃったものです。1回でなかなか言われぬぐらい長ったらしい名前なものですから、協議会ということでありまして、正式には議員がおっしゃったそれが名前であります。当初、これは佐渡市だけではなくて、妙高、糸魚川、柏崎、十日町、向こうのほうですね、全部がこれ入っているのです。ここの中に入っておりまして、それぞれ分科会ごとに分けて形はできたのです。ところが、実は事務局というのは上越の商工会、いわゆるコンベンションセンター等々が中心になってやっているのです。そうすると、どうしても上越のことしか言わないのです。それでは全然問題にならぬということで私のほうから申し入れをして、そこから脱退するぞというところまで話をいたしました。したがって、私の佐渡市のほうから問題を提起すると、こういうことをやれ、こういうことをやるなら我々が入るということで交通政策課長に指示をいたして、それに基づいて今その部会の中でやっているということではございまして、これが佐渡市が事務局になると、やっぱり佐渡市のことしか考えないのかなということは思うのでありますが、その辺でかちときたものですから、そういうことで今対応させていただいております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 先ほど申し上げました開業イベント、あるいはそのPR部会というのは非常に佐渡にとって大事な部会だろうと私は思うのです。開業する以前からいろんなディスプレイやら、PRやらしていくわけでありますから、先ほど市長がおっしゃった上越が事務局で、上越のことしかやらないということではなくて、その中にやはりそこからの先は佐渡があるのだよということと一緒にしてもっともっとアピールをしていただく、そのように部会に、上越のほうにきちっと伝えていただきたい。というのは予算を見ますと、680万か何か補正をされて負担金を納めておられるようですから、ですからなおさら言えることはちゃんと言っていたきたい。そして、佐渡のためになるようなことをやっていただきたいということをお願いをいたしておきたいと思います。

では次に、商品の関係についてお伺いをさせていただきます。観光商品の造成、あるいはその宣伝対策はどうなっているのかということですが、佐渡における旅行エージェントの影響力というものは、まだまだ大きなものがあります。現状では、旅行エージェントの送客を無視した営業というのは、なかなか考えられないとされているところですが、そのエンジョイプラン、佐渡市が1,000万ですか、補助金を出しておられると思うのですが、観光協会がつくっているからということではなくて、補助金を出しているわけですので、このプランを含めた着地型の商品がエージェントにどの程度組み込まれているのか。というのは、やっぱり売り方の問題があると思うのです。一般でネットや案内所にパンフレットを置いておいても、なかなか周知できていない。でも、エージェントの窓口にある、あるいはエージェントがその商品を着地型として一緒に売っていただける、この仕組みが当然必要なわけでありますから、どの程度その商品がまず組み込まれているのかをちょっとお聞きかせをいただきたい。あるいはそのフリー客に対してどのように周知をしているのか、あわせてこの2点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

観光協会のほうで作成をしておりますエンジョイプラン、これは春と秋と年2回つくっておりますけれども、そのエージェントに対する告知の仕方あるいは配付の仕方、全国のエージェントに送っていることはもちろんですが、ただ着地型のそのプランの中にエージェントが取り扱ってうまみのある高単価な旅行商品というもの、例えば原生林とか、そういったようなものについてはJRさんも取り扱っていただいたり、日本旅行も取り扱っていただいたりしておるわけです。しかしながら、1,000円を切るようなプランもございませう。そういうものは、旅行代理店は取り扱わないというような問題もございませう。また、個人のお客様が佐渡へ入ってきて、そして佐渡へ来てから着地型のプランを申し込もうとしても、手じまいが3日というようなプランがほとんどでございませう。それから、二次交通、アクセス、足がついていない、現地集合、現地解散、こういった内容があります。これが今一番の課題でございまして、その辺をこれからどのようにして取り組んでいくかということをお今検討している最中でありませう。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番(坂下善英君) その商品の中に世界農業遺産、ジアスに日本で初めて登録をされました。世界遺産、ジアスを知る岩首棚田里山散策と。先ほど課長が言われたように、現地集合なのです。募集人数が20名。これ私の知り合いのエージェントが、あるいは友人たちが、そこまでどうやって行けばいいのという疑問があるようでした。ですから、ここにこういう行き方がある、例えばレンタカーならこうだと、あるいはエコ自転車ですか、電動自転車なんかで行くと、これぐらいかかるよと、あるいは路線バスだったらこうですよということをきちっとここにやはりうたっておかないと、この商品というのは当然外から見ると勝手に来いよと大変不親切なやり方に見えてしまいますので、この辺のやり方についても十分検討をさせていただきたい。そして、この多分岩首の棚田の関係についてもDCのプレキャンペーンの中にもあるのだろうと思います。ですから、早急にそこら辺を調整をしないと、旅行エージェントとしては取り扱わないというところも出てくると思いますので、ぜひぜひご検討をいただきたいと思います。

実は、着地型商品の中で来年佐渡汽船が創立100周年記念ということで、この秋、冬から来年の3月にかけてパッケージ商品を設定をして販売をしていくということで、もう既に取り組んでおります。佐渡市が来年の3月1日ですか、になれば10周年目を迎えるわけです。ですから、こういうそのインパクトのあるものに、せっかくこういう事例が出てくるわけですから、これをうまく利用した商品設定というもの、あるいはそのイベントというものをきちっとつくらなければいけないのではないかなと私は思っております。ただ、10年というのは市のほうとの考え方は若干違うのだろうと思うのですが、10年たって10年というのと10年に入りましたというのと、これは行って来るの違いありますので、10年に入りましたという売り方のほうがすごくインパクトがあると思いますので、この辺も早急にご検討いただきたいと思いますということをお願いをしておきたいと思っております。

それから次に、観光商工課あるいは観光協会が地域のイベントにどのようにかかわっているのかということでお聞かせをいただきたいと思います。というのは、全て把握しろというのは大変難しいと思っております。中には、誘客に頼るイベントが各地区にたくさんあります。机に座っているのではなくて、やはりそういうところに出かけて行って、その地域の人たちと一緒にいろんな意見を聞き、そしてお手伝いをしていくやっぱり仕組みが必要であると思っておりますので、これは答弁は要りません。とにかく地域は大変な状況になっているので、ぜひぜひ観光商工課の職員含め、観光協会の職員含め、地域にどんどん入り込んでお手伝いができるような仕組みを考えていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、相川観光案内所の移転後の問題点についてお聞かせをいただきたいと思います。実は、あの観光案内所に行くために相川の西警察署の下の駐車場に看板が1個あります。しかも、あの看板を見て観光客が訪ねていけるような代物では私はないというふうに思っています。したがって、相川の観光案内所へ行くためには、当然もう一つの案内所が必要になるというように笑っている方がおられました。2カ月たちましたが、その観光案内所で起きている問題点何かあったらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(祝 優雄君) 答弁を許します。

観光商工課長。

○観光商工課長(伊藤俊之君) お答えします。

まちづくり交付金事業を平成19年から24年までやってまいりました。その中で佐渡会館に相川の案内所がございませけれども、それを町なかへ移転する、その計画で今旧佐州館に相川交流センターとして案内

所を設けてきました。今起きている問題、これについては観光協会の相川支部のほうからもいろいろと伺っております。1つは、土足で上がれない。それから、地元の物産や、それからいろんな展示物、こういうものも、これから整備してまいりますけれども、2階の活用、そういったような問題もございます。これらに向けては、地域と今一生懸命話し合いをしながら、改善できる点、改善していきたいと思っております。それから、あそこへ行く前に観光協会ともよく相談をしました。観光協会の観光案内所というのは、できればバスやマイカーがとまって、そしてそこで案内ができれば一番いいというような提案も受けております。公有地の今度公共施設が計画に沿ってできるわけですが、そこに新潟交通の案内所も入るわけですが、そして、そこで観光案内がいわゆるサテライト的にできればいいかなというような話も進めておるところであります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） 課長が今おっしゃった土足で上がれない、靴を脱いで上がらなければならない、この問題については非常によく耳にしております。

もう一点は、やはり今まではバス等の案内も当然その案内所の近くからバスが発着をしておったわけですが、そのバスと分離をした関係で、後で交通政策課長にお聞きしますが、観光バスに乗るために今相川のセーブオンのところの新潟交通の駐車場から乗っておるわけです。雨が降っても屋根がない、そんな案内といいたいまいしょうか、バス停であって、これから世界遺産の登録をしていく上で非常にマイナスイメージになってはいないのか、あるいは路線バスも含めてそうですが、ぜひ今度支所ができるそのときに、聞くところによると、バスロータリーができるというふうに聞いております。観光客というのは、やはり案内所というのは目につくところであって、そこへ訪ねていくものが一番大事なわけです。これは、どこの観光地へ行っても当然入り口にあるわけです。だから、何とか、今ある案内所は世界遺産のいわゆる文化施設としての利用価値としては当然あるのだらうと思いますが、それ以外の案内をしていく上で、今度支所ができるところのバスロータリーを含めた中に案内所ができないのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） お答えします。

ご指摘の相川のバス停の件ですが、もともと佐渡会館前にありましたものを佐州館の移転に伴う佐渡会館の解体ということがありまして、現在ワイドブルーあいかわの前面の歩道のところに移転をしております。先般の6月の肉づけ予算の中で予算をいただきまして、現在設計、それから関係機関の協議を終えまして、現在建築確認の段階に入っております。間もなく工事に取りかかるという運びになっておりますので、完成は10月の中旬を予定しております。また、この後の相川支所、消防署合築に伴うバスロータリーにつきましては、建設時にバスロータリーについてもそちらのほうに移るという前提で事業者、財務課のほうとも協議を進めておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君

○5番（坂下善英君） それはバスロータリーだけで、案内所を併設するという事は可能であるのかどう

か、それお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

先ほどお答えしたとおり、観光協会の中で事業者がいらっしゃいます。その事業者においても佐渡会館から現在の場所、さらに新しい場所、公共施設ですね、そういうところへ入りたい、入っていった場合に観光案内について新潟交通と相川の今の案内所と一緒にした形で案内ができないかという議論が行われておりまして、その辺の議論の結果を待ちたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） お客様の立場に立った仕組みを考えていただき、ぜひお願いをいたします。

次に、世界遺産登録後の受け入れ体制についてお聞かせをいただきたいと思いますが。既にほかの地域では、指定された直後は観光客も増加している。ただ、受け入れ体制が確立されていないと、翌年から減少しているというところもあると聞いております。したがって、その二の舞を踏まないように今からやはり受け入れ体制というのをきちっと取り組んでいかなければなりません。前回、8月にですが、平泉の世界遺産のところに行ってまいりました。そこでは、やはり屋外広告条例などをつくってコンビニやスーパー、それからまちの周辺、全部看板、そういうものを色指定をしたりして、そしてまた地域の人たちがよく協力をしていただいております。とにかくもうあと4年、5年しかないわけです。これについても受け入れ体制についても体制を整えていく上で協議会なり、委員会なりをつくって、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思っておりますが、市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これも先ほどご答弁申し上げたところでありますが、県と佐渡市との間で24、25、26年、これはなぜ26年かという、27年度に申請をするという流れであります。その中で工程表を組んで単年度、単年度のやらなければならないことを今1つずつやっているのですが、その中で大きなものが構成資産をどういう形で持っていくのか、もう一つは受け入れ施設をどうしていくのかという今計画をつくっている最中でございます。これができましたら、当然お金もかかるわけでありますから、と同時に県との協議をしていかなければならないわけでありますので、その工程表を県の教育委員会のほうと今詰めているところでございますので、それができ次第また議会のほうにもご提示を申し上げたいというふうに思って、いずれにいたしましても平泉もそうでございますけれども、コンパクトな受け入れ体制、場所ですね、これはやっぱり整備をしていかないと、初めのうちは珍しいから来るけれども、あとはだんだん、だんだん減っていくという形になろうかと思っておりますので、その二の舞を踏まないように一生懸命やってまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

坂下善英君。

○5番（坂下善英君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、観光経済効果の調査について市長が答弁されておりましたので、深くは聞きませんが、やはり一番は島民に観光というものを当然理解をしていただく。その仕組みの一つとしては、当然観光客が来ると、どれだけ波及があるのか、そして2次波及はどうなっているのか、3次波及はどうなっているのかというところがやっぱりありますので、わかりやすく、自分たちが調査をして関係者だけが持っているのではなくて、それは宝の持ち腐れなわけです、ぜひいろんな関係機関にも提供いただいて、そして中学生あるいは高校生でもどういう仕組みになっているのかというところを図解をしたり、あるいは円グラフで描いたりして、よく市でやる税金は何と何と何に幾ら使っているよという円グラフがありますけれども、そのような形でぜひ市民に周知を、今までやった結果があるのであれば、その結果の内容というものを周知していただくことを最後にお願いをして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で坂下善英君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

---

午後 3時00分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

笠井正信君の一般質問を許します。

笠井正信君。

〔7番 笠井正信君登壇〕

○7番（笠井正信君） 拍手をいただいてありがとうございます。では、私の一般質問を始めたいと思います。

まず、1点目ですが、自治会の防災資機材の整備を早急に整えるべきと考えるが、市の考え方を問うということでございます。近年地域は少子化、高齢化社会を迎え、私たちを取り巻く環境は日々変わっております。地域社会が抱える課題も多岐にわたっております。平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、日ごろから近隣で助け合える、いわゆる地域コミュニティの重要性が再認識されております。いざというときお互いに助け合う関係を構築していくためには、地域間で顔の見える関係をつくり、住民同士のきずなを深めていくことが何よりも重要であったとっております。それらを踏まえ、事が起きた場合、助けるには防災資機材等を備えておかなければならない。地域においては、地域の実情や組織の構成等をかんがみ、地域の実情に応じた最も機動的に活用できる体制にしておかなければならない。佐渡市の自主防災組織育成補助金交付もわかるが、この交付金は自主防災育成補助金制度の拡充、総合防災訓練、防災リーダー研修、佐渡消防センターの見学施設等に多岐にわたって支援しておりますが、活動の自治会活動1団体の限度額20万円または機材、資機材ですね、の整備は補助限度額10万円のいずれか3回のどちらかを選ぶ。4回以降につきましては、継続補助が1団体5万円となっております。地域の自治会活動は、自治会会費と佐渡市からの補助によって賄われておりますけれども、人口減に比例する会費の収入減、もともと台所事情では単年度でそろえることもままならない。また、自主防災活動もインパクトのあるメニューも現状では難しく、悩んでいるのが現状だと言われます。地域では、資機材整備を住民数、規模に応

じることとしても10万限度をせめて20万円を限度とし、補助回数を3回から5回にさせていただけないか。また、継続補助を5万円限度から10万円限度として、これらの実態に沿った支援を考えてもらいたいと。また、市の防災資機材の備えはどれだけ備えてあるのかを聞きたいと思います。

2番目には、市の施策方針で市長が言われた民間有識者の意見の場、その実態部隊の人選はなされたと思いますが、前回は触れましたけれども、民間有識者に企画段階ではなく、実行部隊として参画していただき、進捗状況管理を共同で進める仕組みを確立したいと申されておりまして。本市の重要課題となっている雇用、観光、過疎化、少子高齢化、防災対策、行政改革をいわば進めたいと話され、市長のクラスター、訳すと一固まりといいますか、そういう意味だと思います。づくりをして活用していきたいと申されましたけれども、私は市長のシンクタンク、つまり頭脳集団と言ってほしかったです。クラスターでは、その方々に失礼かと思いました。では、お聞きしますが、人選は決まったと思いますが、どうか。今までと違った画期的な改革、企画を佐渡の活性化になる素案ができることを願っておりますが、早目に、もう9月、来年度の施策、行政改革等も具体的に示さなければ各課では混乱しないだろうか、お聞きしたいと思います。

3番目に、スポーツの振興について問います。近年生涯学習の一環、児童らのスポーツの振興、市民の健康増進、体力づくり、グループ育成など、地域におけるスポーツの振興を推進する必要があります。そこで、今後もより一層の地域の体育館の開放を事業展開の場として活用すると同時に、親善大会等を開催するに当たり、児童の大会練習の場として提携の意味でもなくてはならない施設であります。今現在では、体育館は過密状態で、一カ所でもあきがあれば児童の練習の場として与えるべきではないだろうか。そこで、現在旧佐渡女子高校の体育館が何年も使用せずに放置されているのはなぜか。県と協議して使用できるよう折衝できないものか。また、体育館の使用時間を島内10時までとし、佐渡全体の時間帯を統一できないだろうかを聞きたいと思います。

4点目に、両津港埠頭開発事業についてであります。さて、このほど両津北埠頭の建設計画も6月定例会に可決された案件であります。先日私どもの地域懇談会でも耐震は耐えられても、なぜ津波に対応した建物にしなかったのかを強く案じておりました。私も思います。これから建てる建物であれば、考えることでもあったと思います。あの地域の方々の避難場所の指定場所は示されているのか。また、会場で催し物があつた場合、その方々の避難のことを考えると、恐ろしさを感じ得ません。それならばどうだろうか、建物はよいとしても、展望台を兼ねた避難棟を考えたらどうか。また、地域の湊、夷地区等においては前が海、後ろは加茂湖の高台がなく、逃げ場がありません。これらを踏まえてみても、市は一人でも助けたいとは思わないのだろうか。私は、強く避難棟をつくることを求めたい。ただ、市民にとっては海に向かって避難することも不安であると思います。今はこの考えは無理とするならば、あの地域で設置しなくては、地域は不安この上ないであろうと案じてやみません。旧市役所も佐渡では古く、何とか考えないといけないところでもあります。また、さきに戻りますが、聞くところによると、佐渡汽船の建物の上から両津湾を眺めると、すごく軽快な景色が映るそうです。これも名所になり、これなら安全で地域の方々、観光客の方々も、またたとえ要人の方々も来て安心感を持ってご案内ができるのではないだろうか。やはりこれからの建物は、安心、安全でなくてはなりません。この国会で観光客の増加と防災対策強化に取り組む離島の市町村を対象に、交付金を使った支援制度を始めるとされました。市長の見解をお伺いし

たいと思います。

5番目に、地域の核として学校づくりを問う。学校と有機的な連携に向けて地域の核として学校、2011年3月11日、東日本を襲った大地震によって多くの住民が学校に避難された場合が多く、今回の震災では学校長や教職員が避難所の運営に当たったケースも多く見られました。地震の恐怖とストレスの中、見知らぬ人が集まって生活するのは並大抵のことではなかったかと思います。そうした中、従来から地域の住民同士や学校の教職員の関係が密接であったと思われる地域においては避難所の生活や運営がスムーズにいった傾向が強く見られ、日ごろから地域との連携の重要性が再認識されたと言われます。であるならば、やはり日ごろから先生方も地域の催し物等に積極的に参加し、地域住民とのコミュニケーションをとることも大切なことと思います。今は新潟からの単身者が多いのか、土日には帰るのかわかりませんが、全く先生の顔が見えないところもごさいます。これでは地域とのふれあいがなく、いざというときに疑問に思います。どうかいつでも何が起こるかわからない非常事態においても学校を地域の核としたコミュニティが存在することによって結束力が強まり、地域住民の安全、安心の確保につながると思うが、行政からもこれらを踏まえ、やはり双方の現状や要望を伝える場を設定することが重要かと思われるが、市長の見解を伺いたいと思います。

6番目に、学校統合について問います。さて、今日の行政は財政改革、少子化の名のもとに学校統合が行われております。そこで、学校統合におけるメリット、デメリットを考えてみました。まず、1つとしては、メリットは統合により中規模校にすることで社会性が育てやすい、子供たちについてはですね。2番目に、建物の老朽化に伴う新築、修繕維持費、人件費の節減になるのではと言われるが、ではデメリットの1つは、今まで学校は地域の核として役割を担ってきた。つまり学校は子供たちだけでなく、いざというときは地域住民のためにあると文部科学省は認めております。ということは、安易な統合は避けてきた文部科学省の動向に反する場合もあると思うが、どうか。2番目には、地方交付税の学校維持費についてであります。〇〇小学校、児童生徒320人の学校維持費だけを計算すると、国からは4,000万から4,300万が地方交付税として佐渡市の会計に入ってきます。ですが、学校統合するということは経費の削減どころか、減少した学校数、学級数分の地方交付税が大幅に減額されるということもあり、むしろ佐渡市の持ち出し、例えばスクールバス維持管理、購入、運転手の雇用管理、遠距離通学の児童へのバス定額の交付等が増加し、佐渡市の財政を圧迫しないかと案じるが、どうか。なお、教職員の給与は県と国から支給されております。佐渡市からは一銭も支給されない。介助員、学習支援員の給与も地方交付税によって賄われております。さきに述べましたが、反対に中規模校になると、むしろ生徒指導上問題が起こりやすく、先生方の目が届かなくなりはいないだろうか。一つでも問題が発生したら、その問題を解決するには莫大な労力を費やし、不幸な場面ができないか。本来の学校教育活動に対する前に、てこずる学校をふやす原因にならないか。小規模では問題が発生しにくい、中規模校は社会性が育ちやすい子もいるが、逆に精神的に傷つき、人間不信に陥ってしまう子供が多いと言われます。また、義務教育は子供のいるところに学校を建てるのが原理原則である。子供がどんな僻地にしようとも、それらの子供が住んでいる地域に学校を用意してやるのが義務教育の原理原則であります。話は飛びますけれども、先生がいなくなると佐渡の経済も落ちる。教職員が佐渡市に落としていた金額は、1年間の推定金額は4億5,000万円に及ぶと言われますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

7番目に、今大変な問題になっておりますいじめに関する課題でございます。昨今のいじめによる尊い命を自殺に追い込むことが後を絶たないことは憂慮すべき問題であります。いじめの問題も新定義が平成18年度に文部科学省が出されました中身によると、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うことでなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと定義されております。注1、いじめられた児童生徒の立場に立つては、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することです。注2、一定の人間関係のある者とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校、学級や部活の者、当該児童生徒がかかわっている仲間やグループなど、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを示します。注3、攻撃とは、仲間外れや集団により無視など直接的にかかわるものではないが、心理的圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含みます。注4、物理的な攻撃とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味します。これらの定義があります。いじめは、誰でも、いつでも、どこでも、現に佐渡の学校でも起きております。佐渡市の小中学校でもあります。一番気にかかるのが、このほどの大津のいじめを苦にして自殺してしまった大変悲しい出来事がありますし、またここで9月5日、札幌の市立中学校の1年生の男子生徒がマンションから飛びおり自殺をしてしまいました。その遺書に書いてあった言葉は、いじめられていて死にたいという遺書が残っております。本当に残念でたまりません。悲しい出来事は胸に痛みます。ここにご冥福をお祈り申し上げます。この事件は、大変陰湿な行為であるが、佐渡市の学校でもないことはないと思うが、そういった行為があった場合、学校、教育委員会ではその対処の仕方、保護者へこういった問題があったとしたら周知の仕方はどうあるべきか。学校の対処もさること、教育委員会の見解と指導、学校自体はどうか。被害者もともかく、加害者もいることであり、加害者も病んでいる可能性が高いと思います。やはりこういった問題は大小にかかわらず、子供の心はデリケートなのではないだろうか。子供は傷つきやすく、生涯にもつらい出来事として心に残ることでもあります。では、いじめの解消の対策はどうあればいいのだろうか。いじめは、絶対に許されない行為であること。教師、保護者、地域、警察が連携して指導していかなければならない。すなわち、もはや学校だけをいじめの場としても、いじめ根絶のための抜本的な解決は困難であると。地域ぐるみ、学校と家庭と社会で連携して取り組まないと、完全ないじめ根絶は無理であることを認識しておかなければなりません。いじめの対策の対症療法は、学校でのいじめを啓蒙するば多少の効果はあるだろうが、しかしこの方法は、考え方は〇〇をいじめることで〇〇のいじめを解消するという矛盾をはらんだ方法であり、根本的な解決にはならないではなかろうか。では、いじめの解消のために対策はどうあればよいのか。まずは一言で言えば、地域社会を変えることではないだろうか。すなわち、学校、家庭、保護者、地域住民の意識改革がまずは必要だと。これは、大変難しい課題であり、時間と労力と継続的な取り組みが必要であります。やはり大人の社会にもいじめがあるように、佐渡でも大人の自殺者が多いと統計に出ています。これも憂慮すべきことでもあります。子供だけをいじめをなくそうということは困難であります。したがって、私どもにとっても「地域社会からの差別、いじめをなくそう、家庭から虐待、いじめをなくそう」というスローガンを掲げ、同時に子供のいじめをなくそうなどと訴えられるのだろうか、疑問でもあります。本来の子供たちの課題ですが、いじめられている子供を何とか見つけてケアしなければならない。いじめている子供であれば、なぜいじめの行為に及んだか共感的に理解し、

その屈折している精神状態、その子を取り巻く環境、精神状態を正常に回復するよう相談、指導してやらなければならない。しかしながら、犯罪行為、殴る、蹴る、たかる、精神的苦痛を与える、自殺まで追い込むことに近い行為は断じて許さず、少年、少女であれば補導措置を行うなど刑事罰につながることを子供にも啓蒙しないと、もはや先生だけでは解決できません。保護者も何でもかんでも学校が悪いように言われるが、やはりしつけは家庭でやるべきことであり、今の先生は事務的なことも生徒一人ずつ見詰めながら教鞭をとることは気苦勞ばかりかかり、やはり先生ばかり責められないことでもあります。まず1度荒れている学校に警察官に来てもらい、自転車の指導と同じように、いじめは犯罪になることを説明していただくこともやらないとおさまらないのではないだろうか。やはりこういった教育、道徳も一番大事なことかと思えます。学校は学ぶ場、集団での人間形成を取得する場、ルールを守り、ともに生き生きと明るく過ごすようにと願いたいですが、そういったことを守れないクラスであれば、生徒にとってみれば大変不幸であります。学校内での犯罪行為であり、見逃してはならない。それでもそれらのことができないとなれば、もはやさきに言ったように警察官の指導を仰ぐなり、関係者、教師、保護者、地域の住民、教育委員、民生委員がいち早く発見し、対応してやらなければならない。本県のいじめの認知数は、来年増加しております。小中入れると、統計書が古いですが、18年には1,446人、19年度には4,989人となっております。いじめている人も同じで、子供であれ大人であれ、その子を取り巻く環境からいち早く発見し、まずはじめを自動的にストップさせることを根気よく努めていただきたいと思います。教育長の所見を伺いたいと思いません。

8番目には、住宅リフォームの支援補助金制度について問います。この制度は、不況対策及び市民の暮らしの増進の一環としてこの9月の補正予算に盛り込んだものと考えているが、この事業の所管は建設課であると思うが、前回市長は私の答弁に各課とは庁内で佐渡産材の木材使用を協議していると各課共通の認識としてこれから佐渡産材の利用促進に努めたいと答弁がございました。では、庁議に課題として、例えばこの制度に佐渡産材流通拡大支援事業の補助金がともに使用できないか等の話をしてくださったと思いますが、市民のためにいかにこの制度が生かされるかは、やはり行政の手腕によると思えます。行政は縦割りではなく、連携が全くないと言われたいようにやっていただければと思えます。それこそ地産地消につながり、市民への啓蒙になる。今年度市が事業展開している事業と関連をして、環境保全と森林施業の推進に寄与するものと思えます。市民にとっても助かるのではないだろうか、この2点があると助かります。この啓蒙も課の連携だと思えますけれども、これを対象に加えることを条件と使用するならば、佐渡の林業は川上から川下まで広く経済効果が出るでしょう。佐渡の森林の再生にも寄与しますし、佐渡の環境にも普及すると思えます。また、佐渡の税収も上がるのではないだろうか。市長の答弁を求めたいと思いません。

最後に、9番目になりますけれども、電子自治体の推進について問います。地方公共団体における行政コストの圧縮や業務の標準化の進展、住民サービスの向上のために電子自治体の確立に向けて取り組むことは時代の総意であります。総務大臣を本部長とし、関係部局が一丸となって自治体クラウドを総合かつ敏速に展開するため平成20年7月30日に自治体クラウド推進本部を立ち上げまして、設置いたしました。この自治体クラウドとは、近年さまざまな分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング、電子自治体の基盤構築に活用していくこととされるものでございます。このことは、行政の簡素化、透明化及び

市民の利便性の飛躍的向上をもたらす電子自治体の実現並びにITを活用した活力ある地域社会の実現に向けて超高速ネットワーク、インフラの整備を始め必要な施策に対して地方財政で措置をするということでございまして、また行政改革の鍵として地域情報プラットフォーム等を取り入れることとして、また情報通信利用環境整備推進交付金があるが、これは全ての世帯でブロードバンドサービスの利用、活用の基盤となるインフラ整備を目指して超高速ブロードバンドを地方公共団体に支援する制度でございまして。対象者は、市町村、合併市町村または連携主体、対象地域、過疎等条件不利地域を含む地域、整備対象においては利用世帯数が十分見込まれる地域、地方財政措置としては過疎債、辺地債、合併特例債等ICTを活用した地域の活性化や地域諸問題の解決を促進するため各地域に赴き、先進的なICT導入を図る相談、アドバイスを実施し、地域におけるきめ細やかなICTの効果、それを取り入れたところは多々ありますけれども、福岡県粕屋町、人口4万2,000人のまちで取り入れ、また福岡県北九州市、人口98万人で効率的な利用活動を進めております。なお、小倉北区役所では新システムを活用して複数の手続を一括して処理するなど、業務の効率化を図っている。また、市民のサービスの向上、利便性の向上を複数の手続を1つの窓口で済まされることができるようになる。さらに、クラウド化に対する支援は、災害に強い電子自治体の確立、手続の漏れ防止につながり、これは縦割りの壁をシステム再構築を機に突破すること。地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展等に向けた取り組みを支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた計画策定及びデータの移行に要する経費については、特別交付税等の地方財政措置を講じるとしております。システム再構築については、プッシュ型窓口サービスを実現し、地域情報通信振興を考え、総務省では平成21年度から実証実験として地方公共団体の情報システムデータセンターを集約し、市町村がこれを共同利用することによって情報システムの効率化と構築と運用を実現するために実証実験であります。今後はこれらをもとに財政規模の小さい公共団体において、このような情報システムの集約と共同利用をあわせた取り組みを通じ、効率的な電子自治体の基盤構築の実現、さらには地域を元気にする便利な行政サービスの提供に向けた取り組みが期待されます。佐渡市も新しい感覚で取り組む姿勢が大切であると思います。市長の感性を伺いたいと思います。

以上。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、笠井議員の質問にお答えを申し上げます。

防災の対策につきましては、これはもう何といても自助、共助、公助、これが基本になることは間違いございません。現在公助として市では、平成19年度から自主防災組織の結成後の組織の基礎づくりと、その活動に対しまして、自主防災組織育成補助金を申請に基づき、交付をしているところでございます。この補助金につきましては、今年度から活動費の継続補助制度等を設けましたけれども、今先ほどからお話が出ておりますが、いわゆる官民協働プロジェクト事業の中におきまして、よりよい体制はどうしたらいいのかということにつきまして今検討いたしてございまして、その中で限度額等を含めまして、今検討をいたしているところでございます。また、市の防災資機材につきましては、デジタル防災行政無線の無線

機を始めといたしまして、食料や毛布、避難所で使用する用品など10万を超えるものを保有をいたしているところでございます。今年度は、新たな広域避難所80カ所に対する無線機の増設とか発電機と投光機の整備を進めてまいるとともに、住民に対しまして使用方法について徹底をしましてまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、例の官民協働プロジェクト事業の件でございます。今議員は、私のブレーンというお話ございましたけれども、私のブレーンでも何でもございませぬ。ブレーンは、私自身が持つものであって、税金を使うということではございませぬ。私の今の方針というものをみんなで、職員を含め、市民の方々からも一緒になって考えていただきたいということ、肉をつけてもらいたいという意味のものでございます。したがって、市の重要課題である行財政改革あるいは観光振興、それから過疎化に対する地域振興、それから産業創出による雇用対策、そして防災対策の課題解決に向けまして、今お願いをいたしたところでございます。委員には、大学教授や、あるいは意欲のある企業の方々から民間の有識者も加わっていただきまして、8月から委員会を開催しておりますところでございます。11月までには、つまり来年度の予算事業化を組んでいかなければならないわけでありますので、11月までには結果を出し、それに基づきまして私自身肉をつけさせていただいて、25年度の方針に結びつけてまいりたいというふう考えておるところでございます。なお、この委員の方々をお願いをする際には、従来のようにただ言い放しであったら困るといことは注文をつけて今やっておりますところでございます。

それから、スポーツ振興につきましては教育委員会から説明を申し上げます。

両津の北埠頭の問題でございます。津波とか地震が来た場合に展望台があって、そこに避難棟を考えたらどうかというご指摘、ご趣旨でございますけれども、現段階におきまして開発事業につきましては議会のご承認もいただいたわけでございますので、考えるつもりはございませぬ。また、交付金の件につきましては改正離島振興法の施行に伴うものでありまして、離島活性化交付金のことをおっしゃっていると思いますけれども、これは基本的にはソフト事業が中心でございますので、それをもって展望台というハードをつくることは不可能でございます。

それから、地域の核としての学校づくりということですが、学校は子供が学習をし、成長していく場であります。しかしながら、一方住民とのいろんな交流が行われているということもございます。その地域における拠点という側面もございます。また、学校はおっしゃるように非常時における避難所を指定しているわけでございますので、円滑な避難所運営のためには学校と地域の日ごろからの連携が重要であるというふう考えておりますので、そういう対応をとってまいります。内容につきましては、教育委員会から説明を申し上げます。

それから、学校統合でございます。この学校統合につきましては、議会のいわゆる特別委員会のご意見も頂戴をし、その前には学校における整備の委員会の答申も受けた上でこの統合というものを進めているわけございまして、決して安易な学校統合ではないということは申し添えておきます。さらに、いろんなデメリットというものはあるわけですが、学校は地方交付税をもらうために学校をつくっているわけではございませぬ。将来の佐渡の発展を支える人材を育成するためのものでございまして、そのために経費がかかるということであれば、それは将来への投資であるということを考えております。そういう意味で学校の統合は計画どおり進めてまいりたいというふう考えております。

いじめに関する対応につきましては、最も私の苦手なところでございますので、教育委員会から説明を申し上げます。

それから、住宅リフォームの支援補助金制度でございますが、これも先般申し上げたとおりであります。佐渡市における業況判断に基づきまして、業況判断、D Iでございますが、これに基づきまして今回経済対策として住宅リフォーム支援事業を組ませていただいたわけでありまして。その中におきまして、横の連携ということでございますが、佐渡産木材の使用につきまして十分検討、協議をいたしたところであります。しかしながら、その結果、このリフォーム事業につきましては目的がいわゆる経済対策であり、住宅関連産業を中心としたものであり、しかも市民の住居の環境の向上を図るというものもございまして。そういうことからするならば、画一的にこうでなければならないということではなくて、市民の方が利用しやすい制度とすることが最も適しているのではないかなという判断に至ったわけでございます。しかしながら、地元産を使うということも重要な施策であることは事実でございます。したがって、佐渡産材の使用の補助制度といたしまして、県の事業でありますふるさと越後の家づくり事業、また佐渡市が進めておりますところの佐渡産材利用住宅建築奨励事業がございまして、今回のこの住宅リフォーム支援事業と今申し上げました2つの事業を併用して申請できるという方策をとらせていただいたところでございます。

電子自治体の推進につきましては、現在クラウドの推進あるいは地域情報プラットフォームについて鋭意参画をしながら検討いたしているところでございます。そういう意味におきまして、今度の行政事務というのは年々複雑になり、あるいは多様化がしてくる。地方分権という形の中でこれが進んでいくということは目に見えているわけございまして、いわゆる業務の電算化ということは、どうしても必要不可欠なものと考えております。今後もこのIT技術というものの利用は積極的に図ってまいりたいというふうに思っております。今ほど申し上げましたクラウドの推進の問題、あるいはプラットフォームについて今どういう状況になっているかということにつきまして、地域振興課長に説明をさせます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをさせていただきます。教育委員会に対しましては、大きく4点あったのではないかというように思います。1つずつ答えさせていただきます。

最初に、スポーツ振興についての件ですが、議員ご指摘のとおり、体育館は各種団体が1コートごとに曜日を決めて使用しておりまして、一般の方々に開放できる日が少ないという状態でございます。今後は、体協や各種団体と協議しながら、同一種目については合同練習等々して体育館の一般開放の日をふやしていきたいと考えております。

また次に、旧佐渡女子高校体育館の利用の可否につきましては、県に照会いたしましたところ、備品設備が撤去されていること、また長期間にわたり使用されていないこともあって老朽化が進んでいるものと考えられ、施設として安全であると判断できないため貸し出しはできないという、そういう回答がありました。

次に、社会体育施設の体育館の利用時間につきましては、後片づけや戸締まりを考慮して午後10時前ま

では退館をお願いしております。また、学校の体育館の開放につきましては、鍵を管理している地区公民館の開館時間が午後10時までとなっておりますので、鍵の返却等考慮しまして、利用時間を統一して午後9時半までとしております。

次に、地域の核としての学校づくりという件でございます。この学校づくりについてでございますが、議員ご指摘のとおり、東日本大震災を機に人と人とのきずなの大切さや地域のありどころとしての学校の存在が再認識されたところでございます。学校が地域の核となるということは大変重要であるというように思いました。佐渡市におきましては、地域とともに歩む特色ある学校づくりを進めており、その取り組みの一環としまして、学校関係者評価や民生委員との懇談会等を実施しており、地域の方々の思いを受けとめ、双方の現状や要望を伝え合うようにしております。また、議員のお話の中で、全く先生方の顔が見えないというお話がありまして、これが本当のことならば私は大変なことだと思いますので、この後小学校の校長会とか中学校の校長会が毎月催されますので、もっとちゃんと地域に顔の見えるような、そういう学校運営をやってほしいということをお話しして指導していきたいと思っております。また、非常時の対応については、市の防災計画に基づく話し合いが持たれるよう指示していくつもりでございます。

次に、学校統合の件についてです。佐渡市の学校統合計画は、佐渡市学校教育環境整備検討委員会からの答申をもとに議会のご意見を伺いながら策定したものであり、これまで地域住民や保護者の皆様のご理解とご協力を得ながら進めてまいりました。前期統合の最大のメリットは、複式学級の解消により子供たちの社会性が育てやすい、そういう教育環境を整備できたということだと考えております。地方交付税につきましては、学校がなくなることにより、確かにこれは減額となりますが、教育的な見地から考えますと、小中学校の適正規模とか適正配置を確保し、児童生徒が集団の中で社会性を培ったり、切磋琢磨したりできる環境を整備していくことが不可欠であるというように考えております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

最後に、いじめの件でございますが、いじめというのは私はあってはならないと思っております。いじめを許さない学校づくりというのは、どの学校も目標の一つであると思っております。しかし、現実問題としていじめを認知した場合には、学校全体で組織的に対応すること、速やかに保護者、教育委員会に報告し、適切な連携を図ることが重要である、そのように思っております。これからはいじめを許さない、そういう学校づくりを進めて、いじめられている児童生徒については学校が徹底して守り通すと、そういう姿勢を貫きたいと思っております。また、各学校におきましては家庭や地域とともに人間関係づくりの能力や自己有用感、ちょっと難しい言葉になるのですが、自分の存在が価値があると感ずることとか、誰かの役に立ちたいという、そういう成就感とか、誰かに必要とされているという、そういう満足感とか、そういうことの育成に取り組むよう指導していきます。教育委員会としましては、日ごろから学校の実情把握に努め、いじめの訴えがあった場合には当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期します。このいじめに関して、いじめをなくすということで、議員がおっしゃっているとおり、根本的な問題解決には学校、家庭、地域等全ての関係者が連携し合うなど、まさに社会全体で取り組まなければならない、そういう状況に来ているというように感じております。なお、法律に抵触するような悪質な場合においては警察と連携をしまして、厳しい姿勢で教育委員会としては臨みたい、そのように思っております。

最後に、市の教育委員会がいじめ防止策で何かしているのかということですので少しだけお話をさせていただきます。

きますが、中学校への心の相談員を配置し、生徒の悩み相談を受けたり、生徒を観察したりしてもらっております。そのほか一昨年、昨年度は、心につながる地区の集いということを開催しました。これは、全小中学校の代表が集い、いじめ防止について話し合い、全島で愛さつ・声かけ運動を行うことを決めまして、各地区で愛さつ・声かけ運動を行いました。今年度は、各学校ごとにスクール集会というものを開きまして、いじめをなくす取り組みをするよう既に指示をしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（祝 優雄君） 補足答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） それでは、お答えいたします。電子自治体の推進について問うという中で3つについてお答えさせていただきます。

電子自治体の確立は時代の創意ということですが、電子自治体はコンピューターやネットワークなど情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより市民や企業の事務負担軽減、利便性の向上を図るものと考えております。行政事務の簡素化、合理化を図り、効率的、効果的な自治体を実現するものだとも考えております。佐渡市においては、合併時に旧市町村で導入した電算システムを統一し、現在戸籍、税、福祉などの主要事業等においてシステムを導入しております。

2番目でございますが、自治体クラウド展開のことでございます。総務省が設置しています自治体クラウド推進本部ですが、自治体システムの共同化を進めるもので、基幹システムなどにおいてシステムの開発、機器を共同で利用できることによる経費の圧縮を検討あるいは一部で実施している動きがあるということでございます。新潟県であります。平成23年度に14の市町村が集まり、当市も参加いたしました。共同化について検討してまいりました。全体的には、経費のほうは幾分圧縮されるということが確認できましたが、佐渡市におきましては離島という諸条件と、それからその他のシステム等の関係がございまして、経費面、保守面において目立った効果がないということを確認しております。また、プラットフォームについてでございますが、クラウドの基本的な条件として共通基盤が必要です。このプラットフォームの考え方は、現在佐渡市が使用しているシステムにも取り入れられております。他の自治体とのシステムの連携もおおむね可能というものになっております。今後も電算システムのあり方について地域情報プラットフォームは大きな意味を持つと考えておりますので、今後情報収集を密に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 1番目の自治体の防災資機材のことについてでございますけれども、これやっぱり支援補助金が出ているわけですけども、では地域では防災資機材、とりわけどういったものが必要なのか。それと、おおよそその金額、いわば自治体は何%それらを利用しているのか、現状をお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 自治体といいますか、地域の防災資機材につきましては、自主防災会が組織の基礎づくりのために防災資機材を準備するというので、各自主防災会によってさまざまなものを用意しております。例えばヘルメットとか、それから要援護者等を運ぶリヤカーとか、それから指揮旗、ここに災害対策本部がある指揮旗、あるいは懐中電灯とか発電機、そういうものを実際災害時に使う部分で用意されております。これにつきましては、補助金についてはいわゆる世帯数に応じて限度額が定められて、最高で10万円、2分の1補助という形になっております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） では、とりわけそういった実体、佐渡全体ではどれだけのパーセントでそういったものを取り入れて確保しているかということをお聞きしたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 平成19年に補助制度が始まりまして、24年現在までで約130の組織がこの制度を利用しております。率にすると、大体30%程度になっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） この制度、稼働率が30%なんていうのは、やっぱり少ないですね。これは、どういった原因でこういった制度を活用できないのか、そういった把握しておりますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 現在市内では300を超える団体、組織率にしまして、約87.7%の組織されております。しかしながら、現在いろいろな理由でその自主防災会の活動が行われていない組織、あるいは資機材を整備するまで至っていない組織等がございますので、今のところ130団体ということでございます。

○7番（笠井正信君） その指導どうするの。

○危機管理主幹（本間 聡君） その指導につきましては、年1回の自主防災のリーダー研修会等で活動費の補助、それからそういう制度の紹介もありますし、現在防災対策官民協働委員会で地域防災力の強化をどうするかということを検討して近々結論を出し、25年度の施策につなげていくということになっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） では、その資機材をそろえるための金額ですね。先ほどヘルメット、発電機、リヤカーなどおっしゃいましたけれども、どのぐらいかかるのでしょうか、予測の金額としては。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 資機材の備える費用といいましても、各自主防災組織の構成員数あるいは予算、それに伴っていろいろな場合がございます。大きい集落にあっては、それなりの予算を計上して限度額いっぱい補助金の交付を受けるという手段もございますし、千差万別で、どのくらいと言われても、ちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 自主防災組織の交付金の要綱の中に、資機材等について何をそろえたらいいのかというのをさまざまに書いた市の防災報告書があります。これらを見ても、とても私どもの地域においては、その金額ではをそろえられない、到底無理だなと思うようなものばかりがございまして、やはりこの予算づけというものは非常に低いのかなということを感じております。防災組織については以上で終わりますけれども、2番目の市長の民間有識者の意見の場ということでおっしゃっていただきまして、今着々と計画を進められているということを大いに期待しておりますし、また大学教授とか、そういった方々も要請して市のあり方、ありようというものを画期的な改革、企画をやっていただけないかなというお話伺いました。大変心強い思案だと思っておりますし、どうかどうかこういったことを佐渡の活性化のために生かされるような仕組みにいただければと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

3番目のスポーツ振興について今お聞きしますけれども、旧佐渡女子高校の体育館が何年も使用していないので、安全性に欠けるのではないかなというお話が出ました。県に問い合わせただけで、まずは立ち会いのもとでそれを調べたわけではありませんよね。だから、どういった備品、老朽化、安全でないということをおっしゃったのかわかりませんが、もう一度県に協議していただけないかなと思っておりますし、あの女子高の荒れた姿を見ても大変ふがいないという地域の話もございます。県の建物であっても、我々の税金から建てられたものではないだろうか。今後あの建物の計画はわかりませんが、使用できるようにするのが県の役割だと思っておりますし、市の役割だとも思っております。どうかどうかもう一度その機会を見て建物の老朽化というか、そういった安全、安心で使用できるのかどうかというのは県ともう一度検討していただけないかなと思っております。ただ年月が来たから使用できないというような答弁では、非常に地域では問題になります。ひとつよろしく願いいたします。それについてどうですか、教育長。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

議員のご質問は、現状として体育館があいていないから、使えるようにする……

○7番（笠井正信君） あいてるから。

○社会教育課長（小林泰英君） あいている日が少ないから、使える日の設定ということの中で、一つの手法として女子高の体育館の提案をしているものというふうに考えます。現状を見ますと、現在佐渡市で夜間開放している体育館の使用率は60%というふうになっておりまして、40%は体育館があいております。金井地区で見ますと、例えばジュニアバスケット等の種目は月曜日に金井小学校と吉井小学校同時に行っ

ていて、両津吉井小学校でも同じジュニアバスケットを行っている、そういう状況がございます。ですから、それらの各種団体との調整をとりながら、体育館の活用を有効に図る。また、同一種目において10人集まる日もあれば二、三人しか集まらない日もあるということで、他の地区のクラブチームと連携して使用するほうをこれから進めてまいりたいと思っています。女子高の体育館については使用を検討しておりませんし、使用する予定もございません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 小林さん、それおかしいと思います。せっかくあそこに女子高という立派な体育館があるのに、あれ人間が使わないと、やっぱり傷むのです。せっかくあれだけの建物であるのに、あれまで放置して使用せずいるというのは大変ふがいない。それらを見詰めてどうあるべきかというのは、やっぱり考えていかないといけないのではないの。それで、いわば稼働率もわかるとしても、やはり大会があると過密するのです、体育館が。そのために利用したいという要望が非常に地域等あるのです。あなた方の考え方は、そういった県が使用できないといえば、それまでのことだから知らないけれども、そうあるべきではないということを私は言っている。いわばあるものを使用する、それは税金でも県であろうが市であろうが国であろうが使えるべきものは使用するというのが建前であると思って、そのためにもつくってあるわけだから、それを開放するのが当たり前だと思います。ありますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 先ほど教育長のほうからお話がありましたが、市が直接管理人を置いて管理をしている体育館、それと学校施設を借りて一般開放に夜間使っている体育館と2種類ございます。その中で例えば新穂の体育館、これは市の体育館で使っているものでございますが、利用を見ますと、夜は月、火、水、木、金、土、日と全て1コートずつあいております。日によっては、2コートともあいている日があります。市がそういうふう管理している施設がございますので、できればまず市が管理している施設を使っただいて、そこがあいていない場合にさらに新たな施設を求めるというふうを考えておりますので、そのところをご理解をよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 先ほどの両津埠頭の開発事業について市長からお話をいただきましたけれども、やはりあの地域においては逃げ場がないと。前は海、後ろは加茂湖ということで大変不安に思われている方々は多分にいると思うのです。市役所も老朽化しているということで、それらを案じてならないことを私は念じてやみません。

そして、最後に、もう時間がありませんけれども、いじめの問題です。また大変この間1年前の出来事であったとしても、悔やんでつらかったと言われて亡くなった生徒さんがいました。この9月の10日に発表がありましたけれども、大変憂慮すべき問題だと思っております。これについても、いじめの抑制につながることをしなければいけない。ある教育改革の取り組みの中に、いじめの抑制につながる言葉の指導ということで載っております。この学校は、いわば相手の存在を否定する、やはり言うてはいけない言葉、

死ねなどという言葉のない学校宣言を取り組んだという学校もございます。ややもすると、そのときばかり「いじめをなくそう」というスローガンが上がって、そのときだけ注意を払うけれども、あとはマンネリ化になってそれが薄れてしまうことを恐れながら、やはり継続をしていくということをやられた学校。ここで特記するのは、いわばシールを、死ぬことなかれと、そういったいじめをなくそうと、死という言葉を使わないようにしようというような啓蒙を図って、これがまた効果を表して、本来のいじめはないものであり、だからいじめは起きてはならないことと考えるの中、人間が集団生活をしている中で、残念ながら人間の弱さとして、いじめは必ず生起することであるという認識に立つのかでは大きな違いがあります。私たちは後者の立場で、だからこそどうするかをいじめを予防することになるのかをよくよく考えて、こういった問題を解決のキーとして考えを進めていきたいということを書いております。ですから、いつでも起こる、いつ何どき何があるかわかりません。子供はデリケートでございます。いわばそういう子供をいち早く見つけて対処する。そして、先ほど言いましたように、警察の指導、自転車の指導もありますよね。やはり小さいころからそういったいじめのことについての指導、道徳をやっておくべきではないだろうかと思いますが、教育長どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

今貴重なお話ありがとうございました。全国でもいろいろ取り組みをやっておりまして、今その言葉で、例えば死というような言葉を言わないでおこうとか、それから各学校で多分やっていると思うのですが、自分が言われて嫌な言葉を相手には言わないのだよとか、それから小学校の低学年のほうとしましては、なるべく優しい、ふわふわな言葉を使おうよとか、各学校いろいろな取り組みをやっておりますが、残念ながら子供たちの自殺が万全には防げていないということで、やはりこれ地域、保護者、そういう方々の力もかりながら……

〔「警察」と呼ぶ者あり〕

○教育長（小林祐玄君） 警察ですとか、お力もかりながら、またそういうことがないように……

〔「道徳」と呼ぶ者あり〕

○教育長（小林祐玄君） 道徳も当然やっていきますので、またご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 最後になりました。電子自治体の推進について、まだ審議することはいっぱいあると思います。佐渡だから、それが使えないということはないと思いますし、電波で飛ばすことですから、幾らでも利用価値があると思います。防災面についても、こういった仕組みを使うことによって崩壊するということはなくなるわけですから、ぜひぜひもう一度考えていただきたい。非常に使い勝手のいい仕組みですので、どうかよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で笠井正信君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 4時15分 休憩

---

午後 4時24分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺慎一君の一般質問を許します。

渡辺慎一君。

〔4番 渡辺慎一君登壇〕

○4番（渡辺慎一君） 私は、地域政策研究会の渡辺慎一でございます。通告に従い、若干、いや、かなり通告と違っておりますけれども、質問に先立ちまして、冒頭ソーシャルメディアについて説明させていただき、その後佐渡の防災について、さらに地域ブランドについてと話を進めてまいります。また、片仮名文字がたくさん出てまいります。お聞き苦しいでしょうが、どうかお許し願いたいと思います。

私は、日ごろからソーシャルメディアの活用によって佐渡市の活性化が大いに図られると確信しているものでございます。全国の地域おこしの成功事例を見ましても、ソーシャルメディアが関与しないところは皆無であるとも思っております。ソーシャルメディアの意味について、インターネット上の無料百科事典ウィキペディアからの引用でございます。「ソーシャルメディアは、インターネットを前提とした技術を用いて、発信された映像、音声、文字情報にあるコンテンツ（情報の内容）を、当該コミュニティサービ스에所属している個人や組織に伝えることによって、多数の人々や組織が参加する双方向的な会話へと作り替える。そのコンテンツ群は、コミュニティを軽く飛び越える。ソーシャルメディアは知識や情報を大衆化し、大衆をコンテンツ消費者側からコンテンツ生産者側に変える」、引用終わります。ここで重要なのは3つございます。インターネットを前提とした技術であるということ、2つ目に大衆をコンテンツ消費者側からコンテンツ生産者の側に変えるということでございます。これは、情報発信するほうの側が変わるということでございます。コミュニティを軽く飛び越える、これが3点目でございます。これらがポイントになると思っております。ソーシャルメディアといいますと、一般にはミクシィ、ツイッター、フェイスブックなどを指しますが、私がぜひ佐渡市にお勧めしたいものがフェイスブックでございます。3.11の東日本大震災のときも、電話が通じなくともツイッターやフェイスブックは非常に有効な情報手段だったと評価されております。私自身も関東方面にいる2人の息子とは、このフェイスブックで安否確認をいたしました。また、行政のフェイスブックの先進導入事例は、佐賀県の武雄市が有名でございます。

さて、東日本大震災から昨日でちょうど1年半が経過し、本年5月18日、災害対策基本法の一部を改正する法律案が閣議決定。佐渡市もそれを受けて5日前の9月7日、佐渡市防災会議条例の一部を改正する条例の制定、また佐渡市緊急情報伝達システム整備工事請負契約の締結も議会提案されました。私は、佐渡市の緊急情報システムについて十分に評価をいたしておりますが、逃げ遅れた被災者や被災地の情報収集となると、未熟なシステムであると考えております。そして、1つ目に災害は昼夜問わずやってくる。2、設備の設置箇所が被災したらどうなるか。3、停電になったらどうなるのだろう。4、道路が寸断されたら。5、天候、風向き等によってはサイレンが聞こえないらしい。6、職場にいたり、車に乗っている場合はというように、いろんなことが心配されます。しかし、今のシステムにフェイスブックを補完的に導入し、一般市民の力をかりることができれば、より一層強固なシステムを構築できると考えます。そ

の理由といたしまして、1、逃げ切った人も逃げ遅れた人も端末とともにいます。2、登録者のパソコンやスマートフォン、携帯端末に情報を送ることができます。3、先ほどこれは出ましたけれども、情報発信者も登録受信者も大した費用はかからない。あわせて、ソーシャルネットワークサービスというものの自体は無料でございます。4、情報を入手する登録者が、これが先ほどと同じです。情報を入手する登録者が情報発信者になることができます。5、文字情報のほかに画像情報とジオタグ、これは衛星を使った位置情報でございます。を収集できる。6、画像情報を入手できるため状況把握が一目瞭然である。7、顔写真つき実名、時間情報も含め、ログが残る。記録が残るということでございます。8、携帯電波塔経由なので、停電でも端末のバッテリーがある限り利用可能である。9、ウェブ経由なので、つまりインターネット経由なので、何らかの理由で情報が送れない箇所が出た場合、迂回をして情報を運ぶ。10、情報別グループ管理が簡単である。例えば登録者全員に、市職員のみ、支所ごと、あるいは学校、病院等の施設ごと等々です。つまり垂直縦割り型1方向告知ではなく、水平的クモの巣型告知、軽薄短小、被害状況把握分散システムの提案をしているわけでございます。もう一度言います。単なる一方通行の情報を今市では携帯に流しております。しかしながら、私の提案しているものは、片方だけに情報を流すのではなく、クモの巣のように瞬時に水平的クモの巣型告知として非常に軽い、薄い、短い、小さいですね、で被害状況を掌握できる分散型のシステムであるということを申し上げているわけでございます。よいことづくめばかりではなく、デメリットもございます。1、会員数が、調べてみますと、佐渡全体で現在のところ500名程度である。2、高齢者の方の利用は非常に少ない。3、これは携帯でも同じでございますけれども、場所によっては電波の届きにくいところもある。

そこで、質問でございます。佐渡地域防災システム強化のためにソーシャルメディア導入ができないかをまずお尋ねしたい。

次に、もしできないとすれば、逃げ切った避難者は結構かもしれません。しかし、逃げ遅れた被災地の、取り残された被災地の情報や被災者の状況をどう把握するのか、これが2点目。

さらに、日中の災害ではなく、夜間の場合、停電時の場合、道路寸断の場合の対応についてお聞きしたい。以上、3点をお願いいたします。

続いて、地域ブランドについてでございます。ブランドという言葉は、始まりは牛に焼き印を押すことから始まったそうです。一旦ブランドが確立され、イメージが定着すると、そのことは売れる力であったり、信用、信頼力であったり、安全、安心につながります。今や企業と企業の商品ばかりでなく、個人やグループ、団体、地方自治体や国家までもブランド戦略による推進を強力に推し進めるようになりました。そこで、私の道半ばでささやかなブランディング経験から学んだことを披露させていただきますが、3つございます。1番目に、自ら情報発信したり、各種メディアに取り上げられることは強力なPRになるけれども、まねもされる。2、商標を登録することは自分を守ることになる。3、これは2番、今申し上げたのと裏腹になるわけでございますが、今や商標に無関心でいると、商標権を侵害したと訴えられる場合がある。何にもしないで自分は使っていたけれども、ある日突然相手があなたの使っている言葉は、私の商標登録してある商標を侵害していますということが起きてくる時代になったという以上3点でございます。今後佐渡市がいろんな佐渡らしさを生かした地域ブランド戦略を一層強力に推し進めていくと期待しているわけでございますが、現状認識するため下記の質問にお答えいただきたいと思っております。

1 番目に、佐渡市のブランド戦略は何か。

2 番目、現在市が所有している知的財産はあるか。あったら教えていただきたい。

3、佐渡市に知的財産の専任担当者はいるか。

4、朱鷺と暮らす郷づくり認証米は売れていると聞かすが、農家手取りに反映しているか。

5、トキの分散飼育等に佐渡市のブランド戦略の手抜きはないか。

最後に、佐渡の元気は人、物、金、ブランドと時代に合った最新の道具ということを強調いたしまして、

1 回目の私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 渡辺慎一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 渡辺議員のご質問に対し、お答えを申し上げます。

現在の社会を制するものは、情報量の多さ、そしてそれを分析するスピード化、そしてそれを活用であるということが今言われているところでございます。現段階におきまして、いわゆる緊急情報伝達システムにおきます佐渡市におきましては、災害時の被害を最小限に抑えるため緊急時に全市民に迅速かつ確実に情報を伝える緊急情報伝達システムの構築を進めております。また、被災情報の収集は各担当部局を中心に支所、行政サービスセンター及び関係機関と連携して対応いたしており、各地域及び集落の情報につきましては区長等の代表者から随時連絡が入る体制を組んでおります。しかしながら、議員ご提案の民間の自主防災情報システムなどの情報収集や提供は、東日本の大震災でも活用されたと聞いております。いわゆる一方通行ではなく、クモの巣システムということは今お話ございましたが、そのフェイスブックなどにつきましては、これだけでは万全とは言われず、メリット、デメリットもあるということは承知をいたしております。その中でこれを整理をして、災害時の映像情報あるいはリアルタイムの情報収集ツールとしてのその活用方法をまず勉強いたして早急に対応したいと考えております。

産地間競争に打ち勝つためには、何といたってもブランド化というものが必要であります。その際、そのブランド品目、ブランド物が確立されたもの、その裏づけとなるものの一つ的手段として知的財産があるということでございます。特に佐渡の場合はエコの島、そして自然と人間と経済が共生をすると、これが基本でございますので、そこを中心としてブランド化に持っていかなければならないというふうに考えております。そういう中におきまして、佐渡市が所有をしている知的財産は商標登録で4件ございます。その内訳は、佐渡海洋深層水のマークが1点ございます。もう一つは、朱鷺と暮らす郷づくり認証米のマークでございます。そして、朱鷺と暮らす郷という名称でございます。さらに、指定商品等の追加によりまして佐渡海洋深層水のマークがあるわけでございます。計4つの認証米制度が2件、佐渡海洋深層水関係で2件の商標登録をいたしているところでございます。知的財産の専任担当者につきましては、現在設けてはおりません。それぞれの部署で出願等の手続をとっており、その結果を管理として一本化をいたしておるところでございます。しかし、いろいろ今ご意見にもございましたけれども、今後は佐渡ブランドの優位性を明確にし、産地間競争にさらに打ち勝っていかなければならないわけでありますので、地域ブランドの戦略体制を整備することを指示をいたしたところでございます。あわせて、現在ツイッターとフェイスブックのアカウントは取得はしておりません。しかしながら、ソーシャルメディアは情報発信の

有効な手段の一つでありますので、地域防災システムの件も含めまして、今県の情報政策課と一緒にしながら、10月に情報戦略に関する検討部会を立ち上げるように準備をいたしておりますので、その中で勉強しながら、今ほど申しあげましたそういう体制整備及び活用を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一つ、認証米の問題であります。現段階におきましては、いわゆる先ほど申しあげました認証米制度で2つの商標登録、知的財産、商標があるわけでございます。そういう中でこれを大いに活用していかなければならないということございまして、今の段階では佐渡にしかトキがないわけ、いわゆる自然界で飛んでいるのは佐渡にしかないわけでありまして、しかもこの商標があるわけでございますので、それを侵されるという心配はないというふうに考えております。しかしながら、今後ともさらにそのグレードアップをしたものを随時考えていかなければならないなと思っております。

認証米農家への手取り加算につきましては、平成20年からのものを申し上げますと、1,110円程度のもので加算をされてきております。平成23年度は、現在販売中でございますので、まだ不確定がされていないところであります。いずれにいたしましても、この認証米の発足以前、認証米というこの制度ができる前の佐渡における米の販売状況、佐渡産のコシヒカリはご存じのとおり約5,000トンぐらいの売れ残りが生じておったわけでございます。したがって、これを何とか全て販売をしていかなければならない。そのためには、佐渡産コシヒカリの名前を上げていかなければならないし、その裏づけもとっていかなければならないということで、この認証米の地域ブランドをとって認証米制度を取り組んだわけでありまして、そのことによりまして、現段階におきましては5,000トンも売れ残っていたものが今では逆で、約2,000トンぐらいの供給不足というところまで実は来ているわけでありまして、したがって、この認証米制度というものが佐渡全体の米のレベルを上げたという大きな実績はあると思っております。しかしながら、これからはそういう中においてこの認証米制度そのものの価値を高めていく、高く販売するということについて、これから真剣に取り組んでいかなければならない。いわゆる一物一価ではなくて、一物数価という中においてこの認証米制度の生産者のための価格を上げるという努力をこれからしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 防災システムにつきましては、前向きに検討してくださるということでもってありがたいと思っておりますが、1つだけ聞いておきたいことがございます。例の国から全国の瞬時警報システムプラス緊急地震速報、J-ALERTですか、それがCNSの真野の行政サービスセンターのほうに入ってくる。その情報を佐渡テレビのケーブルテレビ回線のほうからグループ放送、戸別受信機あるいは各家庭に情報を配信するというところでございますけれども、佐渡テレビのケーブルテレビのこの設備のところにはバックアップ電源と自家発電装置はあるかどうか。あるかないかを先にひとつお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 緊急情報伝達システムのセンター装置は、CNS、真野の情報センターのほうに設置することになっております。そこから佐渡テレビのセンター装置に經由して佐渡テレビエリア内

にも戸別受信機を設置して一斉放送を流すという形でございます。そのセンター装置の中にJ-ALERTを組み込みまして、一斉放送するということになります。したがって、バックアップ装置はございます。ただし、発電機も備えているという形でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） それでは、次の項目といえますか、ところに移りますけれども、佐渡市が商標、この中にはマークもあるということなので、意匠等も入っているのかもしれませんが、4点ほど特許庁のほうに登録されているということでございます。これからの時代、先ほども申し上げましたけれども、私は真面目にやっている。自分の情報発信している言葉等がある日突然あなたの使っている漢字、あるいはあなたの使っているその商品などに印刷されているものが私のところの商標登録のものに侵害しているのということです。そんな時代になっております。それは、なぜかといいますと、例えば何か商品に誰でも思いつくような商品名が書いてあったと。自分は、何も特許庁のほうには登録していない。でも、あるときそれが売れ始めているな、結構売れているのではないかと思うときに、それと同じものを特許庁に申請してしまうことによって、幾らこっちが早く使っているとか、真面目にやっていたのに、おまえのほうはずるいのではないかというようなことを言っても、日本は先使用主義ではなくて先願主義でございますので、ABCという言葉あなたが使っているのは私がもう登録したのですよと言われると、真面目にやっていたところでもそれを使えなくなってしまうというような時代にもなってきております。そういうことも含めまして、佐渡市の特許庁への登録が4件ということになると、非常にこれはその地域の意識の高い低いのパロメーターにもなることでございます。こういうところの管理もきちっと含めまして、これからいろんな佐渡市が活性化する戦略に向けて自分の守りを固めていただきたいなというふうに思っております。

残り時間若干、若干でもない、大分ですけども、これは次回に貯金しておきまして、以上をもちまして私の一般質問は終わりとさせて……

○議長（祝 優雄君） 渡辺君、市長から答弁をいただいたらどうですか。

○4番（渡辺慎一君） はい、わかりました。ひとつお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 地域の活性化のために今議員がご指摘のそのことは本当に十分重要でございますし、私自身も、経験はしておりませんが、そういうものは新聞紙上とか、あるいはテレビ等で侵害されたとかという裁判沙汰になっているというようなことも承知はいたしております。いずれにいたしましても、今私どもの場合はトキの認証米という米を中心として、20年にこれは商標登録をしておりますので、これはもう我々が先でありますので、後から出てきたのは後ですから、我々は勝つ、勝つという表現は悪いですが、勝っていけるのだと思います。ただ、これからはトキの認証米だけではなくて、全て佐渡から出すものについては、それぞれのマークとか名前、それらしきものをつけてやらなければだめありますので、そういう管理という面とあわせて、これからの戦略として、先ほどご答弁を申し上げましたが、そういう体制をつくるように指示をいたしたところでございますので、何分とも今後ともご指導いただきました

いと思います。

○4番（渡辺慎一君）　　そういうことで、これからの時代に合わせたブランド戦略、農林水産課だけの一部門でなく、この後いろんな観光のほうの関係も含めまして、そういうブランド戦略が大切になってくるのではないかというふうに私は思っておりますので、守備よくその辺のところを守りを固めていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問はこれでおしまいにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（祝　優雄君）　　以上で渡辺慎一君の一般質問は終わりました。

---

○議長（祝　優雄君）　　本日の日程は全部終了しました。

明日13日木曜日は午前10時から開会します。

本日はこれにて散会します。

午後　4時55分　散会